

香川県人事行政の運営等の状況

令和 8 年 9 月
香 川 県

はじめに

この香川県人事行政の運営等の状況は、県民の皆様に本県の人事行政がどのように運営され、どのような状況にあるかを広く知っていただくために公表しているものです。

この資料を通じて本県の人事行政の運営等の状況を十分ご理解いただきまして、今後の県政運営に一層のご協力をお願い申し上げます。

香川県人事行政の運営等の状況

～ 目 次 ～

第1章 職員の任用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 職員の任免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 採用試験の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 職員の採用・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 職員の退職・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 定年引上げ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2節 職員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 定数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 職員数の現況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3 定員管理の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4 職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	11
 第2章 職員の人事評価の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	13
I 知事部局等・・・・・・・・・・・・・・・・	13
II 教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	14
III 警察・・・・・・・・・・・・・・・・	15
 第3章 職員の給与の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第1節 給与制度・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 給与体系・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第2節 給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	17
I 総括・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 人件費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(2) 職員給与費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(3) ラスパイレス指数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(4) 給与改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	17
II 職員の平均給与月額、初任給等の状況・・・・・・・・	18
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	18
(2) 職員の初任給の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	19
III 一般行政職の級別職員数等の状況・・・・・・・・	20
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	20
(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））	21
(3) 昇給への人事評価の活用状況・・・・・・・・	21
IV 職員の手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1) 期末手当・勤勉手当・・・・・・・・	22
(2) 退職手当・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(3) 地域手当・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(4) 特殊勤務手当・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(5) 時間外勤務手当・・・・・・・・	29
(6) その他の手当・・・・・・・・	29
V 特別職の報酬等の状況・・・・・・・・	32
VI 公営企業職員の状況・・・・・・・・	33

VII 会計年度任用職員の状況	37
-----------------	----

第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況 38

第1節 職員の勤務時間	38
-------------	----

第2節 職員の休暇	38
-----------	----

1 年次休暇	38
--------	----

2 病気休暇	38
--------	----

3 特別休暇	38
--------	----

4 介護休暇、介護時間	38
-------------	----

第3節 休業制度	39
----------	----

1 育児休業	39
--------	----

2 育児短時間勤務	40
-----------	----

3 部分休業	40
--------	----

4 自己啓発等休業	40
-----------	----

5 大学院修学休業	40
-----------	----

6 配偶者同行休業	41
-----------	----

第5章 職員の分限及び懲戒の状況 42

1 分限処分	42
--------	----

2 懲戒処分	42
--------	----

第6章 職員の服務の状況 43

1 服務の根本基準等	43
------------	----

2 職務に専念する義務	43
-------------	----

3 営利企業への従事等の制限	43
----------------	----

4 教員の兼職・兼業	43
------------	----

5 倫理条例	44
--------	----

第7章 職員の退職管理の状況 45

1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制	45
-----------------------	----

2 退職管理の適正を確保するために講ずる措置	45
------------------------	----

第8章 職員の研修の状況 48

I 知事部局等	48
---------	----

1 研修体系	48
--------	----

2 主な研修	48
--------	----

II 教育委員会	52
----------	----

1 研修体系	52
--------	----

2 主な研修	53
--------	----

III 警察	55
--------	----

1 警察の教養	55
---------	----

2 主な教養結果	55
----------	----

第9章 職員の福祉及び利益の保護の状況 57

第1節 職員の安全及び健康対策	57
-----------------	----

1 安全衛生管理体制の整備	57
---------------	----

2 健康診断	57
--------	----

3	健康相談	58
4	ストレスチェック	59
5	セクハラ相談	59
6	パワハラ相談	59
7	内部の職員等からの通報	59
第2節	共済制度	59
1	組合員数及び被扶養者数	59
2	短期給付事業	60
3	福祉事業	60
第3節	互助会制度	61
1	会員数	61
2	財源	61
第4節	公務災害補償	61

人事委員会業務の状況

資料編

香川県行政機構図

令和7年度組織改正の概要

令和7年定員管理調査結果の概要

給料表

特別休暇一覧

交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準（知事部局）

不正な会計処理に係る懲戒処分の基準（知事部局）

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針（知事部局）

職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する方針（知事部局）

職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する方針（知事部局）

第 1 章 職員の任用の状況

第 1 節 職員の任免

1 採用試験の実施状況

令和 7 年度の職員採用試験では、香川県全体で 701 人が合格した。その内訳は、香川県人事委員会の職員採用試験による合格者が 227 人、公立学校教員採用選考試験による合格者が 332 人、公立学校教員（実習助手）採用選考試験による合格者が 9 人、県立学校寄宿舎指導員採用選考試験による合格者が 2 人、看護師その他医療技術職などの職員採用選考試験による合格者が 131 人である。

①香川県人事委員会の職員採用試験による合格者 227 人（「人事委員会業務の状況」65 頁参照）

②香川県公立学校教員採用選考試験による合格者 332 人 (人)

区 分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B※	競争率 A/B
小 学 校	359	326	139	2.3
中 学 校	320	281	107	2.6
高 等 学 校	296	252	51	4.9
特 別 支 援 学 校（小 学 部）	35	33	26	2.3
特 別 支 援 学 校（中 学 部）	11	10		
特 別 支 援 学 校（高 学 部）	17	17		
特 別 支 援 学 校（自 立 活 動）	0	0		
養 護 教 諭（小・中 学 校）	82	77	6	12.8
養 護 教 諭（高 校・特 支）	79	75	2	37.5
栄 養 教 諭	23	20	1	20.0
計	1,222	1,091	332	3.3

※各人数には、併願者を含む。

※合格者数には、追加合格者を含まない。

※「小学校」、「中学校」の区分には、秋募集による申込者数、受験者数及び合格者数を含む。

③香川県公立学校教員（実習助手）採用選考試験による合格者 9 人 (人)

区 分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
工 業	10	10	3	3.3
農 業	13	13	2	6.5
水 産	2	2	2	1.0
翔 洋 丸 船 員	2	2	2	1.0
計	27	27	9	3.0

④香川県立学校寄宿舎指導員採用選考試験による合格者 2 人 (人)

区 分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
寄 宿 舎 指 導 員	11	10	2	5.0
計	11	10	2	5.0

⑤香川県職員採用選考試験による合格者 131 人 (人)

区 分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
知 事 部 局 等	獣 医 師	4	4	1.0
	保 健 師	9	8	1.3
	学 芸 員（民 俗）	11	7	7.0
	学 芸 員（近現代美術）	5	2	2.0

職業訓練指導員 (建築施工系)	2	2	1	2.0
船舶士	1	1	1	1.0
畜産管理	2	2	2	1.0
一般行政事務 (障害者対象)	23	15	1	15.0
土木(障害者対象)	0	0	0	-
薬学、管理栄養士、獣医師、保健師、保育士(障害者対象)	2	1	0	-
一般行政事務(一般枠) (職務経験者型)	161	161	14	11.5
一般行政事務 (デジタル関係) (職務経験者型)	2	2	0	-
電子 (職務経験者型)	2	2	0	-
農芸化学 (職務経験者型)	6	6	1	6.0
森林・自然環境 (職務経験者型)	1	1	0	-
社会福祉 (職務経験者型)	8	8	2	4.0
心理 (職務経験者型)	4	4	1	4.0
薬学 (職務経験者型)	1	1	1	1.0
保健師 (職務経験者型)	1	1	0	-
農業 (職務経験者型)	2	2	0	-
農業土木 (職務経験者型)	1	1	0	-
船舶士 (職務経験者型)	0	0	0	-
土木 (職務経験者型)	1	1	0	-
一般行政事務(デジタル関係) 【追加募集】(職務経験者型)	0	0	0	-
化学【追加募集】 (職務経験者型)	3	3	0	-
森林・自然環境【追加募集】 (職務経験者型)	0	0	0	-
薬学【追加募集】 (職務経験者型)	1	1	0	-
電子【追加募集】 (職務経験者型)	0	0	0	-
電気(営繕)【追加募集】 (職務経験者型)	0	0	0	-
電気(職業訓練)【追加募集】 (職務経験者型)	1	1	1	1.0
デザイン【追加募集】 (職務経験者型)	0	0	0	-
農業【追加募集】 (職務経験者型)	2	2	0	-
畜産【追加募集】 (職務経験者型)	0	0	0	-
農業土木【追加募集】 (職務経験者型)	1	1	1	1.0

	船舶士【追加募集】 (職務経験者型)	0	0	0	-
	土木【追加募集】 (職務経験者型)	2	2	0	-
	獣医師 (職務経験者型)	1	1	0	-
病院局	診療放射線技師	11	11	1	11.0
	病院事務(職経・UJI)	0	0	0	-
	医療情報管理	0	0	0	-
	医療情報管理(通年)	6	6	2	3.0
	言語聴覚士 (障害者対象)	0	0	0	-
	看護師(第1回)	82	79	59	1.3
	看護師(第2回)	19	16	9	1.8
	看護師(第3回)	20	18	10	1.8
	看護師(カムバック)	5	5	3	1.7
	看護師(職経・UJI)	0	0	0	-
	看護師(職経・UJI第2回)	0	0	0	-
教育委員会	司書	28	22	2	11.0
	文化財専門職員 (記念物)	5	5	1	5.0
	学校事務 (職務経験者型)	56	56	5	11.2
	学校事務 (障害者対象)	9	6	1	6.0
計		501	467	131	3.6

2 職員の採用

令和7年度の採用者数は、県全体で602人である。

令和7年度採用実績(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(人)

区分			試験採用			選考採用	計
			大卒程度	短大卒程度	高卒程度		
知事部局等	事務		46	-	2	12	60
	技術		36	1	3	24	64
	大学教員		-	-	-	3	3
	技能職員		-	-	-	-	-
	計		82	1	5	39	127
病院局	事務		-	-	-	2	2
	技術		2	5	-	73	80
	計		2	5	-	75	82
教育委員会	県立	教員	-	-	-	74	74
	学校	事務職員等	5	-	-	3	8
	市町立	教員	-	-	-	248	248
	学校	事務職員等	5	-	2	3	10
	事務局職員		-	-	-	-	-
	計		10	-	2	328	340
警察本部	警察官		24		17	-	41
	一般職員		12		-	-	12
	計		36		17	-	53
計			130	6	24	442	602

一般職の任期付職員の採用

一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、民間等における専門的知識経験を有する者について任期を定めた採用を行うことができる。令和7年度は、病院局において1名を採用している。

育休任期付職員の採用

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、育児休業を取得する職員の代替として、育児休業期間を任期とした採用を行った。

令和7年度採用実績

		(人)
知事部局等		35
病院局		-
教育委員会	県立学校	31
	市町立学校	147
	事務局	3
警察本部		6
計		222

会計年度任用職員の採用

地方公務員法に基づき、会計年度任用職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの）の採用を行った。

令和7年度採用実績

		(人)
知事部局等		110
病院局		395
教育委員会	県立学校	10
	市町立学校	0
	事務局	3
警察本部		49
計		567

3 職員の退職

職員の退職については、職員の定年等に関する条例により、定年年齢を60歳から65歳まで段階的に引上げることとしており、令和7年度から8年度までの定年年齢は、一部の職員を除いて62歳としている。

令和7年度退職の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（人）

区		分	定年退職	勸奨退職	死亡退職	自己都合退職	その他	計
知事部局等	事務		－	5	－	54	－	59
	技術		－	8	－	56	－	64
	大学教員		2	－	－	3	－	5
	技能職員		－	－	－	－	－	－
	計		2	13	－	113	－	128
病院局	事務		－	1	－	－	－	1
	技術		2	8	－	62	3	75
	技能職員		－	－	－	－	－	－
	計		2	9	－	62	3	76
教育委員会	県立学校	教員	－	20	4	51	－	75
		事務職員等	－	2	－	－	－	2
	市町立学校	教員	－	26	1	166	2	195
		事務職員等	－	1	－	2	－	3
	事務局		－	－	－	2	－	2
	計		－	49	5	221	2	277
	警察本部	警察官	－	4	－	29	－	33
一般職員		－	1	－	5	－	6	
計		－	5	－	34	－	39	
計			4	76	5	430	5	520

定年前早期勸奨退職の特例制度

新規採用者の確保や採用の平準化、職員の年齢構成の是正を図り、職員の新陳代謝を促すため、定年前早期勸奨退職の特例制度を実施している。また、教員については、平成25年からの10年間に半数近くが一斉に定年退職を迎えることから、退職者数の平準化を図るため、特例制度を拡充して対象年齢を54歳から50歳までに限定して割増率を増加し、平成19年度から23年度まで実施した。

令和7年度定年前早期勸奨退職の状況

（人）

知事部局等	13
病院局	9
教育委員会	49
警察本部	5

再任用制度

高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を社会において活用するとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳台前半の生活を雇用と年金の連携により支えるため、再任用を実施している。

令和7年度再任用の状況

（人）

知事部局等	199
病院局	28
教育委員会	439
警察本部	30

4 定年引上げ

令和5年4月からの定年年齢の引上げ以降、新たに60歳に到達した職員については、本人への意思確認の結果を踏まえて、各種ポストに配置している。

定年引上げに併せて導入された役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）により、令和7年度に60歳に到達した職員のうち、管理監督職に就いている職員については、管理監督職以外の職に任用のうえ、庁内での継続勤務や職員の公益的法人等への派遣等に関する条例に基づく外郭団体等への派遣等を行っている。

令和7年度に60歳に到達した職員の配置状況は以下のとおりである。

(人)

区 分		退職	継続勤務	公益法人 等派遣	定年前 再任用	特例任用	計
知 事 部 局 等	事 務	7	28	15	7	-	57
	技 術	9	31	3	6	1	50
	大 学 教 員	-	-	-	-	-	-
	技 能 職 員	-	-	-	-	-	-
	計	16	59	18	13	1	107
病 院 局	事 務	-	2	-	-	-	2
	技 術	4	5	-	4	-	13
	技 能 職 員	-	-	-	-	-	-
	計	4	7	-	4	-	15
教 育 委 員 会	県 立 教 員	23	59	-	3	2	87
	学 校 事 務 職 員 等	-	2	-	-	-	2
	市 町 立 教 員	44	88	-	3	11	146
	学 校 事 務 職 員 等	1	1	-	-	-	2
	事 務 局	-	2	-	1	-	3
	計	68	152	-	7	13	240
警 察 本 部	警 察 官	6	7	-	1	-	14
	一 般 職 員	2	5	-	1	-	8
	計	8	12	-	2	-	22
計		96	230	18	26	14	384

第2節 職員数の状況

1 定数の状況

知事事務部局及び警察職員の定数は、令和6年度から令和14年度の定年年齢の段階的な引き上げ期間中、一時的に増員しているが、知事事務部局の令和7年度の定数2,790人は全国で最も少ないものとなっている。

教職員の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、学校数や児童生徒数に基づき算定している。

警察官の定数は、「警察法」及び「同法施行令」に基づき算定している。

病院局の定数は、中央病院の機能強化等に対応するため、平成30年度に条例定数を見直している。

令和7年度の職員定数は、次のとおりである。

		(人)
部	局 名	定 数
知 事 事 務 部 局		2,790
保 健 医 療 大 学		69
議 会 事 務 局		35
教 育 委 員 会 事 務 局		235
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		1
人 事 委 員 会 事 務 局		13
監 査 委 員 会 事 務 局		13
労 働 委 員 会 事 務 局		7
収 用 委 員 会 事 務 局		4
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局		1
学 校	県 立 学 校	2,524
	市 町 立 学 校	5,538
警 察	警 察 官	1,878
	警 察 官 以 外 の 職 員	310
公 営 企 業	病 院 局	1,251
計		14,669

※定数には休職者及び派遣職員等を除く。

2 職員数の現況

令和7年4月1日現在の職員数（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び育休代替任期付職員を除く）は、県全体で13,656人であり、その内訳は、知事部局等4,239人、教育委員会7,334人、警察本部2,083人である。

知事部局等の内訳は、知事部局2,923人、病院局1,255人、議会事務局31人、選挙管理委員会事務局1人、監査委員事務局12人、人事委員会事務局12人、労働委員会事務局4人、収用委員会事務局1人となっている。

部局別職員数（令和7年4月1日現在）

（人）

区		分	職 員
知 事 部 局	知事事務部局	事 務	1,400
		技 術	1,459
		技 能	1
		小 計	2,860
	県立大学	事 務	10
		教 員	53
		小 計	63
	計		2,923
病 院 局		事 務	84
		技 術	1,170
		技 能	1
		計	1,255
議 会 事 務 局			31
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局			1
監 査 委 員 会 事 務 局			12
人 事 委 員 会 事 務 局			12
労 働 委 員 会 事 務 局			4
収 用 委 員 会 事 務 局			1
教育委員会	事 務 局	事 務	215
		技 術	18
		小 計	233
	県立学校	教 員	2,102
		事 務	142
		技 術	0
		技 能	5
		小 計	2,249
	市町立学校	教 員	4,636
		事 務	216
		技 術	0
		小 計	4,852
	計		7,334
警 察 本 部		警 察 官	1,826
		事 務	228
		技 術	29
		計	2,083
県 計			13,656

※会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び育休代替任期付職員を除く。

※休職者及び派遣職員等を含む。

職階別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び育休代替任期付職員を除く）

（知事部局（大学、広域水道企業団除く）、議会及び各種委員会）

（人）

	部長級		次長級		課長級		課長補佐級		係長級		一般職員		計	
		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性
事 務	18	－	27	4	127	26	426	162	451	156	405	197	1,454	545
技 術	2	－	8	－	104	14	510	126	449	164	336	171	1,409	475
技 能	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	1
計	20	－	35	4	231	40	936	288	900	320	741	369	2,864	1,021

（県立学校及び市町立学校）

（人）

学 校 区 分	校長		副校長 ・ 教頭		教諭等		事務		技術		技能		計	
		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性
県 立	38	6	85	17	1,979	1,027	142	97	－	－	5	－	2,249	1,147
市町立	207	62	297	123	4,132	2,665	216	183	－	－	－	－	4,852	3,033
計	245	68	382	140	6,111	3,692	358	280	－	－	5	－	7,101	4,180

（警察本部）

（人）

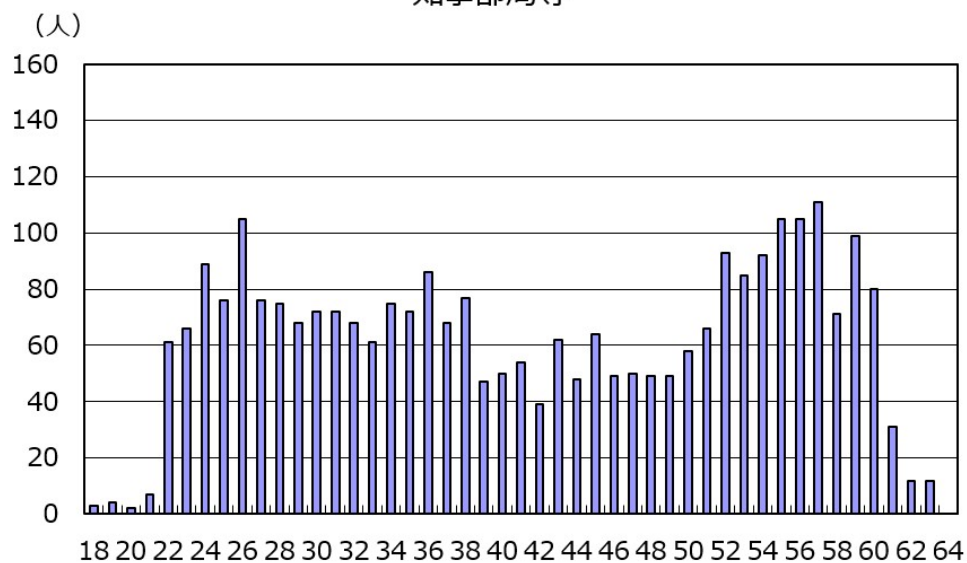
	警視		警部		警部補		巡査部長		巡査		計	
		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性
警察官	76	5	164	10	405	23	525	54	656	120	1,826	212

職員の年齢構成（令和7年4月1日現在）

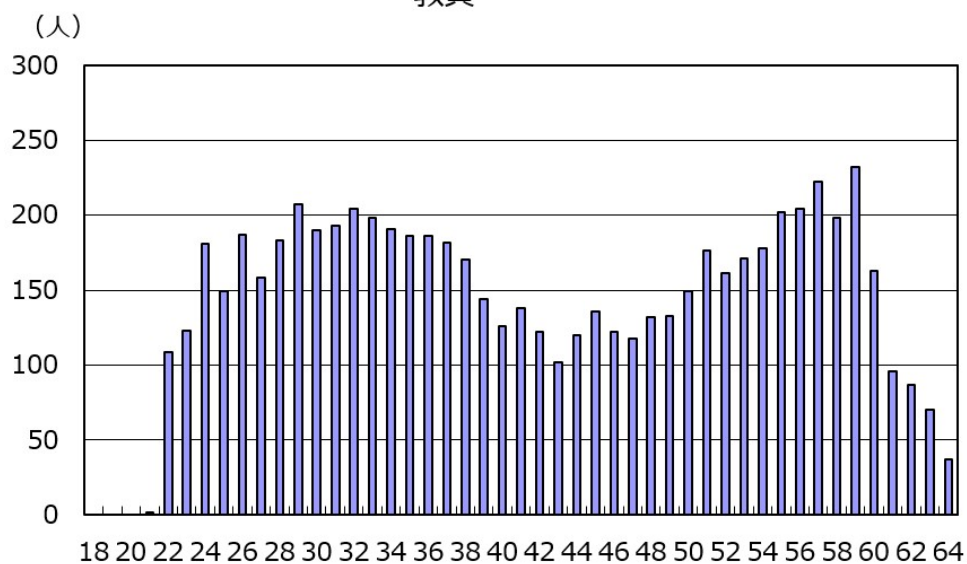
（人）

区 分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～	計
知 事 部 局 等	7	625	698	514	885	135	2,864
教 員	－	1,299	1,844	1,249	1,893	453	6,738
警 察 官	23	408	519	560	289	27	1,826

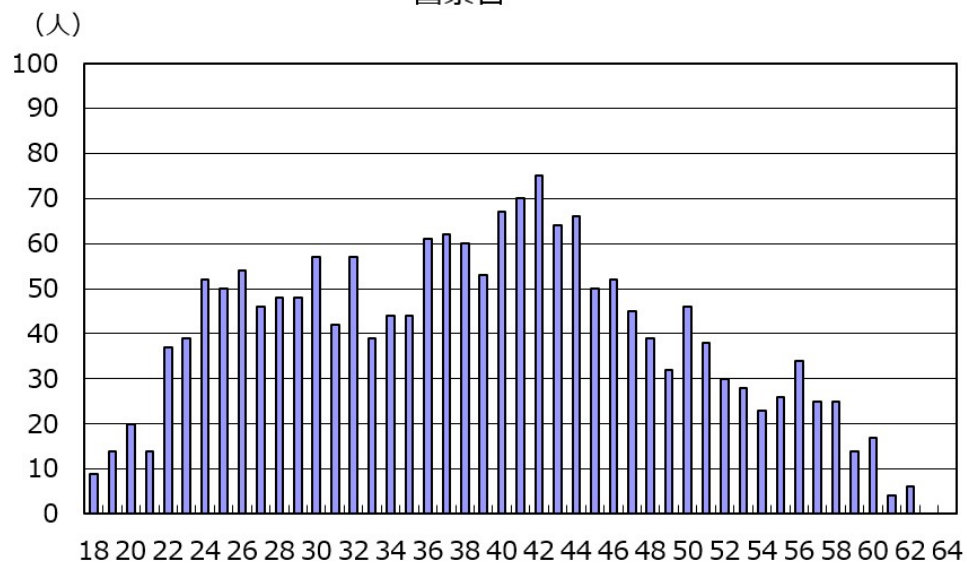
知事部局等



教員



警察官



3 定員管理の適正化

○知事部局等（知事部局（大学を除く）、議会及び各種委員会）

「香川県行財政改革推進プラン（平成 15 年 3 月策定）」に基づき、10 年間で職員数を 450 人（13.0%）削減する目標を設定し、徹底した事務事業の廃止・見直しや事務処理の効率化、組織・機構の見直し、アウトソーシングの実施等により、職員数の削減に取り組み、2 年前倒しで達成する見込みとなったことから、平成 20 年 3 月に「行財政改革推進のための基本指針」を策定し、平成 20 年度からの 3 ヶ年で、知事部局職員 2,800 人体制（3 ヶ年で職員数を 10%以上削減）とすることを目標とし、平成 22 年 4 月に達成した。

平成 19 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	削減数（率）
3,127 人	2,779 人	△348 人（△11.1%）

○病院局

医療需要の動向に迅速に対応し、効果的な医療を行うため、「県立病院中期実施計画」に基づき、職員の適正・弾力的な配置に努めている。

○教育委員会

「香川県行財政改革推進プラン（平成 15 年 3 月策定）」に基づき、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間で 500 人の削減目標を設定していたが、計画前倒しに努めた結果、平成 19 年度までに 802 人の削減を達成した。このため、平成 20 年 3 月に「行財政改革推進のための基本指針」を策定し、新たな職員数の削減目標を設定して定員適正化に取り組み、平成 22 年 4 月に達成した。

・事務局

平成 19 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日		
	目標	結果	削減数（率）
255 人	229 人	229 人	△26 人（△10.2%）

・県立学校・市町立小中学校

区分	平成 19 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日		
		目標	結果	削減数（率）
教員	8,039 人	7,878 人	7,878 人	△161 人（△2.0%）
事務職員等	618 人	597 人	578 人	△40 人（△6.5%）
計	8,657 人	8,475 人	8,456 人	△201 人（△2.3%）

○警察

県民の安全で安心な生活を確保するため、新たな治安事象への対応など情勢の変化に対しては、現場重視の観点に立った警察官等の適正かつ柔軟な定員管理に努めている。

4 職員数の推移

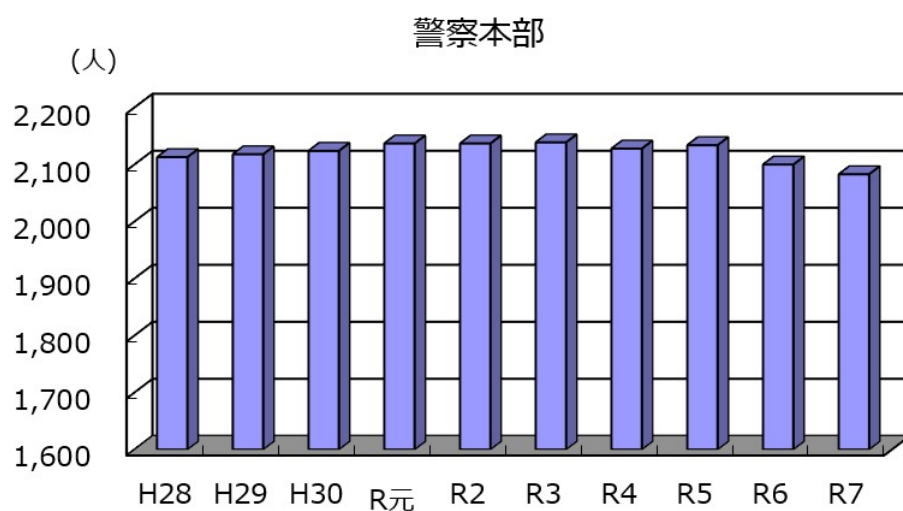
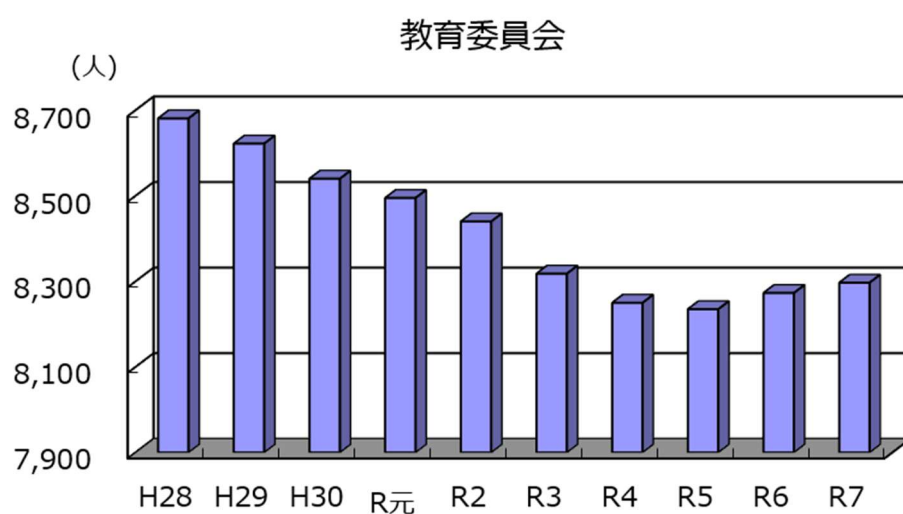
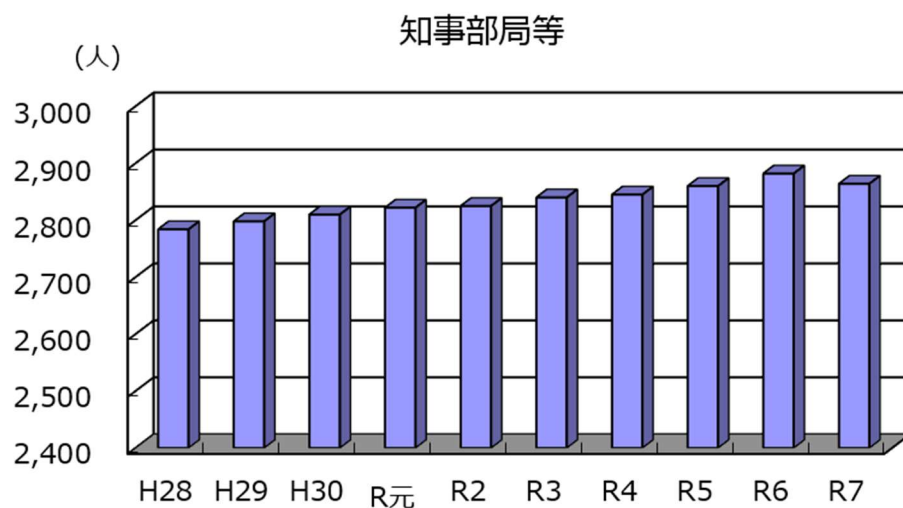
（人）

年 度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
知 事 部 局 等	2,784	2,798	2,810	2,822	2,825	2,840	2,845	2,860	2,882	2,864
教 育 委 員 会	8,681	8,622	8,540	8,495	8,440	8,318	8,250	8,235	8,273	8,297
警 察 本 部	2,113	2,118	2,124	2,137	2,137	2,139	2,128	2,134	2,100	2,083

知事部局等 知事部局（大学、広域水道企業団除く）、議会及び各種委員会

教育委員会 教委事務局、教職員（臨時的任用職員含む）

警察本部 警察官、警察官以外の職員



第2章 職員の人事評価の状況

I 知事部局等

執務に関連してみられた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し、評価することにより、これを職員の能力開発、指導育成、人事配置等に反映させるなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、人事考課を実施している。

また、今後の県政を推進していくためには、困難な課題に対しても失敗を恐れず意欲的に挑戦していく人材が求められており、人事考課についても、単にミスをしなかった者が評価されるのではなく、意欲や責任感を持って積極的に業務に取り組んでいる者が高く評価されるよう、加点主義の視点で考課している。

なお、会計年度任用職員についても、意欲、能力及び勤務実績等により人事考課を実施している。

行政職等の考課要素・項目とその配分

考課要素・項目		若手職員	中堅職員	指導職員	管理職員
意欲	改革姿勢とチャレンジ精神	○	○	○	○
	主体性と責任感	○	○	○	○
行動特性	県民本位・地域本位・現場主義	○	○	○	○
	公金の大切さとコスト意識	○	○	○	○
	目的意識・目標管理	○	○	○	○
	協調性	○	○	○	
	規律・倫理性	○	○	○	○
能力	知識・技術	○	○	○	○
	情報収集活用能力	○	○	○	○
	理解力	○			
	判断力	○	○	○	
	決断力				○
	表現力	○	○		
	折衝・調整力			○	○
	企画・開発力	○	○		
	政策形成力		○	○	○
	指導育成力		○		
	管理・統率力				○
実績	目標の達成度			○	○
	業務の成果	○	○		
	業務の改善・効率化	○	○		
	業務の進行管理			○	○
	業務の質・スピード・量	○	○	○	○
	指導育成の実績			○	○
挑戦加点		○	○	○	○

Ⅱ 教育委員会

○教育委員会事務局職員の場合

教育委員会事務局職員については、知事部局等の職員と同じ人事考課を実施している。

○教員の場合

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力等を的確に把握した上で勤務成績を評価することにより、これを職員の能力開発、指導育成、人事配置、昇給、昇任選考等に反映するなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、勤務評定を実施している。

また、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた実績を的確に把握し、評価することにより、これを職員の能力開発、指導育成、給与等に反映するなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、実績評定を実施している。

なお、会計年度任用職員についても、意欲、能力、実績等により人事評価を実施している。

評定要素・項目とその配分

評定要素・項目			教諭・講師	指導教諭	主幹教諭	教 頭	副校長	校 長
意欲・行動特性	意欲・積極性				○	○	○	○
	責 任 感				○	○	○	○
	意欲・積極性 責任感 協 調 性	学 習 指 導	○	○				
		生 徒 指 導 進 路 指 導 (学級経営)	○	○				
		校 務 分 掌	○					
		教 育 指 導 に 関 する 指 導・助 言		○				
	規 律 性		○	○	○	○	○	○
能 力	職務遂行能力				○	○	○	○
	知 識・識 見				○	○	○	○
	決 断 力						○	○
	折衝・調整力				○	○	○	○
	政 策 形 成 力							○
	指 導 育 成 力				○	○	○	○
	管 理・統 率 力					○	○	○
	判 断 力				○	○	○	
	企 画・立 案 力					○	○	
	職務遂行能力 知 識・技 能 判 断 力 理 解 力 表 現 力 企 画・立 案 力 折 衝・調 整 力	学 習 指 導	○	○				
		生 徒 指 導 進 路 指 導 (学級経営)	○	○				
		校 務 分 掌	○					
		教 育 指 導 に 関 する 指 導・助 言		○				
実 績	目標の達成度				○	○	○	○
	指導育成の実績				○	○	○	○
	指導育成の実績	教 育 指 導 に 関 する 指 導・助 言		○				
	目標の達成度	学 習 指 導	○	○				
		生 徒 指 導 進 路 指 導 (学級経営)	○	○				
		校 務 分 掌	○					

Ⅲ 警察

執務に関連してみられた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し、評価することにより、これを職員の能力開発、指導育成、人事配置等に反映させるなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた実績を把握した上で行われる勤務成績の評価）によって人事評価を実施している。

なお、会計年度任用職員についても、倫理、知識・技術、業務遂行及び業績等により人事評価を実施している。

能力評価要素・項目とその配分

評価要素	項目	巡査 (相当職)	巡査部長 (相当職)	警部補 (相当職)	警部 (相当職)	警視 (相当職)
方策の立案	行政ニーズの反映					○
	成果認識					○
	知識・情報収集					○
組織統率・人材育成	業務配分					○
	進捗管理					○
	能力開発					○
業務運営	効率的な業務運営					○
	先見性					○
説明・調整	信頼関係の構築					○
	折衝・調整					○
	適切な説明					○
	協働性				○	
	説明				○	
	調整				○	
判断	最適な選択					○
	適時の判断					○
	問題発生時の対応					○
	適切な判断				○	
	役割認識				○	
倫理	公正性	○	○	○	○	○
	責任感	○	○	○	○	○
部下の育成・活用	作業の割り振り				○	
	部下の育成				○	
事案対応	事案への対応				○	
	知識・情報収集		○	○	○	
	適切な判断		○	○		
業務遂行	業務改善				○	
	段取り				○	
	計画性		○	○		
	正確性	○	○	○		
	粘り強さ	○	○	○		
	迅速な作業	○				
	積極性	○				
協調性、報告・連絡	指示・指導の理解等			○		
	協調性		○	○		
	適切な報告、連絡等		○	○		
説明	説明			○		
	相手の話の理解			○		
コミュニケーション	指示・指導の理解	○				
	情報の伝達	○				
	誠実な対応	○				
	適切な報告、連絡等	○				
知識・技術	情報の整理	○				
	知識習得	○				

第3章 職員の給与の状況

第1節 給与制度

1 給与体系

1 給与体系

給 与

本 給

給 料

給料表に定める額

給料の調整額

特別支援学校に勤務する職員及び小中学校の特別支援学級等の担当職員に支給されるもの

教職調整額

教育職員の職務と勤務態様の特殊性に鑑み、教諭等に支給されるもの（超過勤務手当及び休日給の制度は適用されない）

生活給的
手 当

扶養手当

扶養親族のある職員に支給される手当

地域手当

民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、県内の地域及び規則で定める県外の地域に在勤務する職員に支給される手当

住居手当

自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給される手当

通勤手当

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当

単身赴任手当

異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常例とする職員に支給される手当

在宅勤務等手当

住居等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを3ヶ月以上の期間、1ヶ月当たり平均10日を超えて命じられた職員に支給される手当

超過労働
的 手 当

超過勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対して支給される手当

休 日 給

休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給される手当

宿日直手当

宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当

管理職員特別勤務
手当

臨時又は緊急の必要に基づく管理職員の週休日等の日における勤務に対して、その勤務の実態等に応じて支給される手当

職務給的
手 当

給料の特別調整額
（管理職手当）

管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職を占める職員に対し支給される手当

義務教育等教員
特別手当

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の趣旨に沿って教育職員の給与水準を改善するために教諭等に支給される手当

特殊勤務手当

著しく危険、不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当

特地勤務手当等

離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（特地公署）に勤務する職員に支給される手当

農林漁業普及指導
手当

農業等に関する普及事業の職務に専ら従事する者に支給される手当

夜勤手当

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に支給される手当

賞 与 的
手 当

期末手当

民間における賞与（ボーナス）等に相当するものとして支給される手当

勤勉手当

民間における賞与（ボーナス）等に相当するものとして支給される手当

その他の
手 当

初任給調整手当

医師、歯科医師及び獣医師である職員について採用の日から一定期間支給される手当

へき地手当等

山間地、離島等に所在する学校等に勤務する教諭等に支給される手当

産業教育手当

高等学校において農業、水産、工業に係る産業教育に従事する教諭等に支給される手当

定時制通信教育手当

高等学校において定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給される手当

災害派遣手当

国等から派遣された災害対策基本法などに規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する者に支給される手当

武力攻撃災害等派遣手当・
特定新型インフルエンザ等
対策派遣手当

（武力攻撃災害等派遣手当・
特定新型インフルエンザ等
対策派遣手当）

第2節 給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

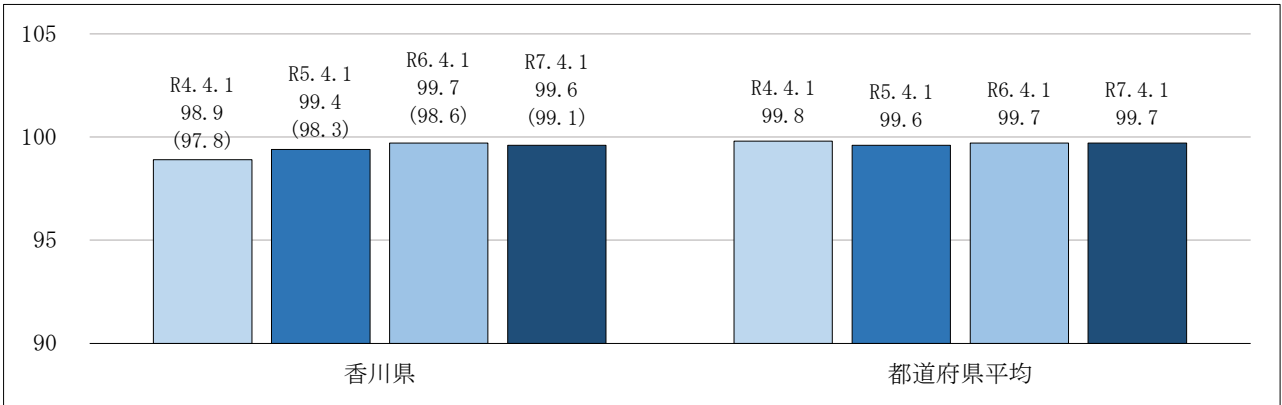
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和6年度の人件費率
令和7年度	905,859人(日本人のみ) 927,606人(外国人含む)	483,640,561 千円	6,840,527 千円	123,473,084 千円	25.5%	26.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	13,197 人	57,367,728 千円	11,552,890 千円	24,237,601 千円	93,158,219 千円	7,059 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和7年度	381,431円	370,318円	11,113円 (3.00%)	3.00%	3.00%	3.62%

- (注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
- 2 「勧告（改定率）」は、行政職給料表についての改定率である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	4.65月	4.60月	0.05月	0.05月	4.65月	4.65月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

Ⅱ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県	42.8歳	332,443円	422,306円	365,050円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
都道府県平均	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円

区 分	民 間			参 考 A／B
	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
香川県	(下記単純平均)	51.8歳	256,575円	1.36
うち庁務員	用務員	50.0歳	227,400円	—
うち行政技術員	—	—	—	—
うち調理師	調理士	44.7歳	255,800円	—
うち自動車運転士	自家用自動車運転者	59.9歳	273,700円	—
うち守衛	守衛	52.4歳	269,400円	—

区 分	【参 考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
香川県	5,663,999円	3,460,350円	1.64
うち庁務員	—	3,029,700円	—
うち行政技術員	—	—	—
うち調理師	—	3,394,000円	—
うち自動車運転士	—	3,775,000円	—
うち守衛	—	3,642,700円	—

※ 平成 23 年 4 月より技能労務職員の区分を「管理員」に統一しているため、民間との比較においては、民間類似職種のうち用務員、調理士、自家用自動車運転者、守衛（平成 22 年度までと同じ）の平均値を使用している。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている香川県データを使用している。（令和 3 年～令和 5 年の 3 カ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
香川県	46.1歳	386,170円	440,642円
都道府県平均	44.6歳	378,535円	442,107円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
香川県	40.9歳	361,757円	407,576円
都道府県平均	41.6歳	366,616円	424,360円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
香川県	39.1歳	345,776円	477,553円	379,950円
国	41.7歳	339,095円	—	399,794円
都道府県平均	39.4歳	345,913円	494,513円	397,690円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	237,600円	242,000円（総合職・大卒） 232,000円（一般職・大卒）
	高 校 卒	206,700円	200,300円（一般職・高卒）
技能労務職	高 校 卒	217,300円	—
	中 校 卒	205,000円	—
高等学校教育職	大 学 卒	265,400円	—
	高 校 卒	222,100円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	265,400円	—
	高 校 卒	222,100円	—
警 察 職	大 学 卒	271,600円	277,700円（総合職・大卒） 269,200円（一般職・大卒）
	高 校 卒	239,900円	230,400円（一般職・高卒）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	306,652円	376,533円	396,910円	409,579円
	高 校 卒	257,602円	339,645円	370,497円	383,970円

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	354,911円	415,355円	433,459円	441,675円
	高 校 卒	296,348円	342,576円	421,200円	394,962円
小・中学校 教育職	大 学 卒	355,871円	406,624円	422,536円	432,425円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	318,299円	395,263円	420,551円	425,291円
	高 校 卒	295,161円	373,475円	400,667円	404,713円

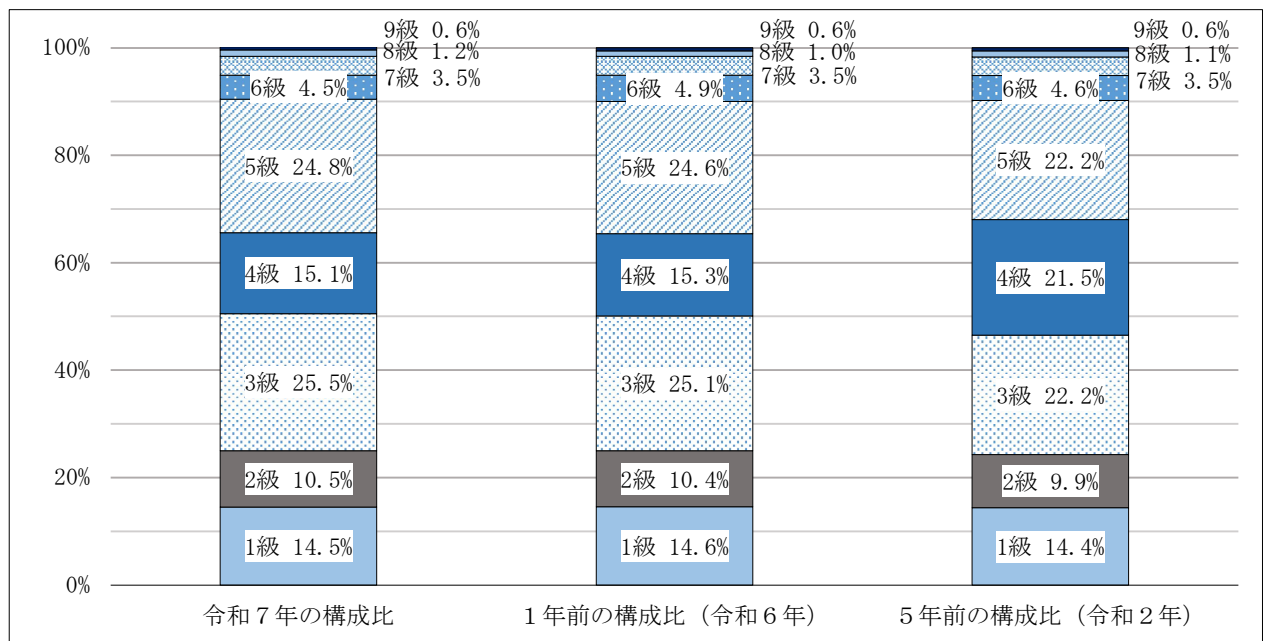
Ⅲ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

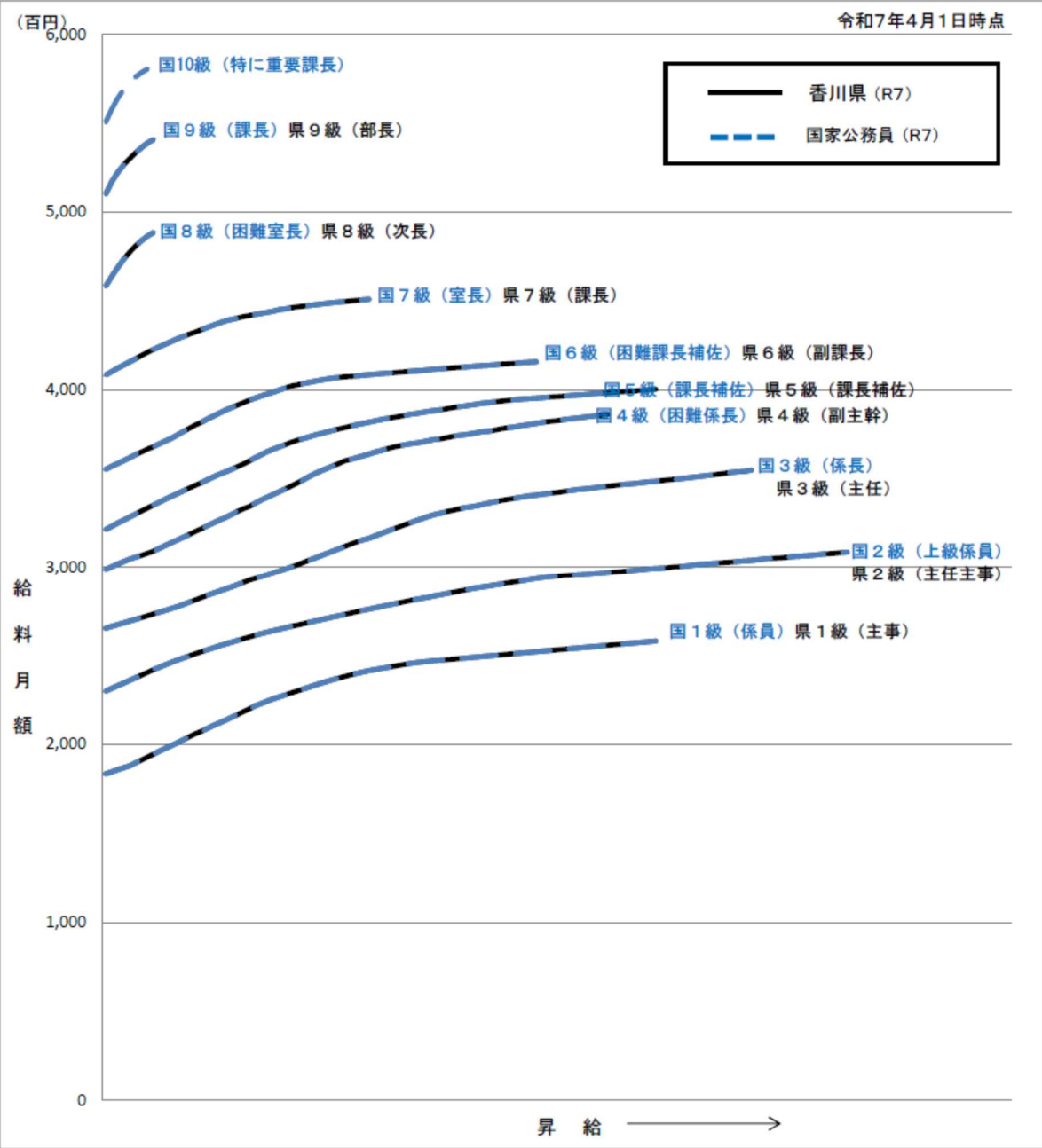
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	465人	14.5%	195,800円	268,300円
2級	主任主事、主任技師	337人	10.5%	242,000円	316,800円
3級	主任	819人	25.5%	276,300円	364,200円
4級	副主幹	485人	15.1%	309,800円	396,500円
5級	課長補佐	797人	24.8%	332,600円	411,000円
6級	主幹、副課長	145人	4.5%	366,800円	427,000円
7級	本庁課長	111人	3.5%	420,700円	463,000円
8級	本庁次長	38人	1.2%	471,900円	501,500円
9級	本庁部長	19人	0.6%	525,300円	555,300円

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（香川県）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		特定管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一率）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

Ⅳ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

香 川 県	国
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,852千円	—
（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 （1.425）月分 （1.025）月分	（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 （1.425）月分 （1.025）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の活用状況（一般行政職）（香川県）

令和7年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一率）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

香 川 県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,123千円（自己都合） 22,658千円（勸奨・定年）	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「定年等」には、「60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者」を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和7年度決算）		1,926,889千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		139,156円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20 %	24 人	20 %
大阪府（大阪市）	16 %	8 人	16 %
兵庫県（神戸市）	11 %	1 人	11 %
岡山県（岡山市）	3 %	1 人	3 %
広島県（広島市）	9 %	1 人	9 %
徳島県（徳島市）	2 %	2 人	2 %
石川県（金沢市）	3 %	1 人	3 %
神奈川県（川崎市）	16 %	1 人	16 %
<医師・歯科医師>	16 %	11 人	16 %
県 内（高松市）	3.2 %	7,129 人	5 %
県 内（坂出市、三木町）	3.2 %	1,093 人	2 %
県 内（上記以外）	3.2 %	5,529 人	0 %
平均支給割合	3.24 %	—	2.80 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由	県外の地域については、人事院勧告に準じて見直しを行うとの人事委員会勧告を受けたが、県内の地域については、地域手当が公民較差に含まれるものであることを踏まえ、据え置くものとする人事委員会勧告を受けたため。		

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	698,046千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	81,671円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	1.2 %（月額支給）、63.8 %（日額支給）
手当の種類（手当数）	46

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県 税 事 務 手 当	総務部税務課、県税事務所の職員	納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課・徴収事務	日額 670円
狂 犬 病 予 防 等 業 務 手 当	支給対象業務に従事した職員	(1) 狂犬病予防法の規定による犬の捕獲または処分 (2) 動物の愛護及び管理に関する法律等の規定による犬、猫等の引取り、収容または処分	日額 880円
有 害 物 等 取 扱 手 当	支給対象業務に従事した職員	(1) 特に危険な病原体の研究・検査業務（環境保健研究センター等の職員が行うものに限る） (2) 有害物を取り扱う業務または有害物のガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所の立入検査業務 (3) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務（医師、診療放射線技師等が行うものに限る）その他特に著しい放射線障害を受けるおそれのある業務	(1)、(3) 日額 320円 (2) 日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
と畜検査業務手当	と畜検査員	と畜場法の規定による獣畜のとさつまたは解体の検査業務	日額 880円
航空機搭乗業務手当	支給対象業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う、大気または海洋の汚染状況の調査、災害時の救助活動等の業務（飛行中の回転翼航空機から降下した場合）	1時間 1,900円 (日額 870円加算)
保安検査等業務手当	支給対象業務に従事した職員	火薬類取締法または高圧ガス保安法等の規定による保安検査・立入検査等	日額 250円
し尿処理施設等検査業務手当	支給対象業務に従事した職員	(1) 現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設または浄化槽の立入検査 (2) 下水道の管渠きょ内において行う工事（改築、修繕又は維持に係るものに限る。）の監督又は検査の業務	日額 270円
社会福祉業務手当	(1) 保健福祉事務所等の職員 (2) 子ども女性相談センターの職員 (3) 子ども女性相談センター、障害福祉相談所の職員	(1) 要保護者等を訪問して行う指導、相談または調査の業務 (2) 児童の一時保護の業務 (3) 面接して行う判定、指導、相談、調査または一時保護の業務（(2)の場合を除く）	(1) 日額 510円 (2) 医療職給料表(三)の職員 月額 給料月額の6/100 (限度額 22,000円) その他の職員 月額 給料月額の9/100 (限度額 32,400円) (3) 日額 510円
精神保健福祉業務手当	(1) 精神保健指定医 (2) 保健所等の職員 (3) 心理判定員、精神保健福祉相談員、保健師	(1) 精神障害の有無等の判定業務 (2) 精神保健指定医の診察の立会いまたは入院のための患者の移送の業務 (3) 精神障害者の社会復帰に関する相談または援助業務	日額 290円
結核患者訪問手当	支給対象業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により訪問して行う指導業務	日額 230円
臨床業務手当	精神保健福祉センターの医師	臨床に関する業務	日額 1,200円
児童福祉業務手当	斯道学園の職員	児童に対する指導または自立の支援に関する業務 (1) 管理職員 (2) 児童自立支援専門員、児童生活支援員または職業指導員 (3) (1)、(2)の職員を補助する職員	(1) 月額 給料月額の3/100 (限度額 11,900円) (2) 月額 〃 12/100 (限度額 43,200円) (3) 日額 200円
知的障害者福祉業務手当	川部みどり園の職員	教育、指導または訓練の業務 (1) 管理職員 (2) 生活支援員、作業指導員、児童指導員または保育士 ① 重度の知的障害者に対する業務に常時従事する職員 ② その他の職員 (3) 看護師または准看護師 ① 重度の知的障害者に対する業務に常時従事する職員	(1) 月額 給料月額の3/100 (限度額 11,900円) (2) ① 月額 給料月額の12/100 (限度額 43,200円) ② 月額 給料月額の 9/100 (限度額 32,400円) (3) ① 月額 給料月額の 9/100 (限度額 33,000円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		②その他の職員 (4) (1)～(3)の職員を補助する職員	②月額 給料月額の 6/100 (限度額 22,000円) (4) 日額 200円
職業訓練業務手当	高等技術学校の職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額の7/100 (限度額 25,200円)
農業経営者養成手当	農業大学校の職員	農業経営に関する知識または技術を教授する業務	月額 給料月額の7/100 (限度額 25,200円)
畜産特殊作業手当	畜産試験場の職員	(1)種雄畜の自然交配、精液採取等作業 (2)豚のとさつ、解体作業 (3)家畜のふん尿処理作業	(1) 日額 230円 (2) " 200円 (3) " 180円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所の獣医師	家畜保健衛生所法に規定する業務	日額 880円
漁業取締業務手当	漁業監督吏員、船舶員	船舶に乗り組んで行う漁業取締り業務	日額 370円
用地交渉等業務手当	支給対象業務に従事した職員	土地の取得、換地処分等に関し現地で交渉する業務	日額 650円 (深夜：日額 975円)
特殊現場作業手当	支給対象業務に従事した職員	(1)潜水作業 (2)重大災害発生箇所等の巡回監視、応急作業、災害状況調査業務 (3)高所における土木工事作業、監督業務 (4)深所における土木工事作業、監督業務 (5)交通を遮断することなく行う道路維持修繕等作業 (6)トンネル坑内の工事監督、測量、検査業務 (7)感染症の患者等に面接して行う発生状況や原因の調査等、病原体の汚染区域で行う患者の看護、病原体付着物件等の処理作業、入院のための患者の移送 (8)家畜伝染病の病原体に汚染されている区域で行う患畜の飼育、病原体付着物件等の処理作業 (9)大気汚染防止法または県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の規定による立入検査	(1) 1時間 310円 (2)巡回監視 日額 480円 (日没～日出間 720円) 応急作業、災害状況調査 日額 730円 (日没～日出間1,095円) (3)～(5) 日額 300円 (6) 日額 560円 (7) 日額 290円 (8) 日額 400円 (9) 日額 300円
特定新型インフルエンザ等に係る特殊現場作業手当の特例	支給対象業務に従事した職員	職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したとき	日額 3,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円)
特殊現場指導業務手当	支給対象業務に従事した職員	(1)道路、河川等の不法占有者等に面接して行う指導または監督業務 (2)廃棄物処理現場等で不法投棄者等に面接して行う指導または監督業務	(1)～(3) 日額 650円 (4) 日額 1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		(3) 漁業監督吏員および船舶員が現場において漁業者等に面接して行う漁業取締りに関する業務 (4) 麻薬取締員が従事する麻薬および向精神薬取締法に規定する職務	
犯罪捜査手当	(1) 支給対象業務に従事する者 (2) 支給対象業務に従事する警察官	(1) 主として犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕業務 (2) 銃器に係る犯罪の犯人逮捕等業務 ① 銃器等の使用犯罪現場における犯人逮捕、人質救出または犯人説得業務 ② 銃器を使用または所持する犯人の逮捕業務 ③ ①の業務に付随した固定配置の警戒業務 ④ 銃器を使用した犯人の逮捕業務に付随した固定配置の警戒業務 ⑤ 暴力団対立抗争事件に係る暴力団事務所等の直近における固定配置の警戒業務 ⑥ 暴力団等から危害を受ける恐れがある者を保護するための警戒業務	(1) 日額 560円 (2) ①日額 1,640円 ② " 1,100円 ③ " 1,100円 ④ " 820円 ⑤ " 820円 ⑥ " 820円
警衛警護警備手当	(1) 私服員の警察官 (2) 支給対象業務に従事する警察官	(1) 身辺警衛または身辺警護業務 ① 著しく困難な業務 ② その他業務 (2) 核燃料物質等運搬車両の警備業務	(1) ①日額 1,150円 ② " 640円 (2) 日額 640円
犯罪鑑識手当	支給対象業務に従事する者	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の業務又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務 (1) 現場において従事した場合 (2) その他の場所において従事した場合	(1) 日額 560円 (2) 日額 280円
死体取扱手当	支給対象業務に従事する者	(1) 検視、死体解剖の専従立会または死体解剖補助業務 (2) その他の死体取扱い業務 ① 心身に著しく負担を与える業務 ② その他業務	(1) 1体 3,200円 (2) ①1体 3,200円 ② " 1,600円
交通捜査等手当	支給対象業務に従事する警察官	(1) 交通事故の処理、交通事故・暴走族に係る犯罪捜査等の業務 ① 高速自動車国道等 ② その他の道路 (2) 交通指導取締り業務 (①、②同上) (3) 交通取締用自動車の運転 ① 自動二輪車 ② その他の自動車 ア 高速自動車国道等 イ その他	日額 (1) ①夜間1,260円、 昼間 840円 ②夜間 840円、 昼間 560円 (2) ①460円、②310円 (3) ①、②ア 日額 560円 ②イ 日額 420円
爆発物等取扱手当	支給対象業務に従事する者	(1) 爆発物等の処理業務 (2) 特殊危険物質等の鑑識、収容等業務	(1) 1件 5,200円 (2) " 4,600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		(3)特殊危険物質危険区域内の業務 (4)特殊危険物質製造過程解明等の実験	(3)日額 250円 (4) " 460円
災害警備等 手当	支給対象業務に従事 する者	(1)重大災害発生箇所等での災害警備、遭難 救助等の業務 ①災害対策基本法の警戒区域 ア 大規模な災害に係る業務 イ その他の災害に係る業務 ②引き続き2日以上従事し、いずれかの日 において人命救助に従事した災害警備 等の業務(①を除く) ア 大規模な災害に係る業務 イ その他の災害に係る業務 ③大規模な災害に係る業務(①、②を除く) ア 夜間 イ 昼間 ④その他 ア 夜間 イ 昼間 (2)東日本大震災に係る業務 ①福島第一原子力発電所の敷地内従事者 ②警戒区域又は帰還困難区域での従事者 ③居住制限区域での従事者 ④緊急事態応急対策実施区域に所在する 特定原子力事業所での従事者	(1)①ア 日額 2,160円 イ 日額 1,680円 ②ア 日額 2,160円 イ 日額 1,680円 ③ア 日額 1,620円 イ 日額 1,080円 ④ア 日額 1,260円 イ 日額 840円 (2) ①日額 3,300～40,000円 ②日額 1,330～6,600円 ③日額 660～3,300円 ④日額 40,000円を超えない 範囲内において人事委員 会で定める額
夜間特殊業 務手当	支給対象業務に従事 する者	(1)正規の勤務時間による勤務の全部また は一部を深夜に行う業務 ①深夜の全部 ②深夜の一部 (2)正規の勤務時間外の緊急呼出しを受け た捜査、逮捕等の業務	(1)① 1回 980円 ② 2時間以上 650円 " 未満 410円 (2) 1回 1,240円
警ら手当	支給対象業務に従事 する警察官	(1)警らの業務 (2)警ら用無線自動車の運転	(1)日額 340円 (2)日額 420円
航空手当	支給対象業務に従事 する者	(1)航空機操縦業務 (2)航空機整備業務 (3)航空機に搭乗した犯罪捜査等業務	(1)月額 給料月額の12/100 (2) " 給料月額の 6/100 (3)業務内容等により1時間 1,900円～6,630円 飛行中の航空機から降下した場合 日額 870円
海上取締等 手当	支給対象業務に従事 する者	(1)警察用船舶に乗り組み、取締り等の業 務(犯罪捜査手当の受給者を除く) (2)遠隔地の離島の周辺海域において海上 保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上 警戒の業務	(1)日額 370円 (2)日額 1,100円(昼間) 日額 1,650円(夜間)
潜水手当	支給対象業務に従事 する警察官	潜水用具を着用して行う潜水業務 ①著しく困難な状況下 ②その他の状況下	①1時間 470円 ② " 310円
看守護送手 当	支給対象業務に従事 する者	(1)留置場における看守業務 (2)被疑者・被告人の護送業務	(1)日額 340円 (2) " 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定新型インフルエンザ等作業手当	支給対象業務に従事する者	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 (1) 緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるもの (2) その他の作業	(1) 日額 4,000円 (2) " 1,500円
教員特殊業務手当	主幹教諭、教諭、養護教諭、講師等で給料表の1級、2級または特2級のもの	(1) 非常災害等の緊急業務 ① 非常災害時における児童等の保護または緊急の防災・復旧業務 ② 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務 ③ 児童等に対する緊急補導業務 (2) 児童等引率指導業務（泊あり） (3) 週休日等に行う対外運動競技等の児童等引率指導業務 (4) 週休日等の部活動指導業務 (5) 週休日等の入学試験監督等業務	日額 (1) ① 8,000円 （被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会に協議して認める業務16,000円） ② 7,500円 ③ 3,750円 （終日程度 7,500円） (2) 5,100円 （操業実習指導等のため実習船翔洋丸に乗船する場合 6,000円） (3) 5,100円 (4) 2時間以上 1,900円 3時間以上 2,700円 4時間以上 3,600円 (5) 1,800円 （半日程度 900円）
多学年学級担当手当	小学校または中学校の2以上の学年、学級を担当する職員	授業または指導 (1) 3の学年、学級 (2) 2の学年、学級	(1) 日額 350円 (2) " 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
兼務手当	(1) ① 昼間授業担当職員 ② 夜間授業担当職員 (2) (1)を除く職員	(1) ① 夜間授業を行う場合 ② 昼間授業を行う場合 (2) 本務学校以外の学校に勤務する場合	(1) 1時間 700円 (2) " 700円
添削、面接指導手当	高等学校の職員 （本務として通信教育に従事する職員以外）	(1) 通信教育の添削指導 (2) 通信教育の面接指導	(1) 報告書1通 130円 (2) 1時間 700円
有害物取扱手当	高等学校の職員	有害物を使用する業務	日額 290円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校の職員	本務として夜間学級の業務に従事する場合	月額 給料月額×支給割合（支給割合） 校長：3% 副校長・教頭：5% 教諭等：7%
浄水等作業手当	香川県広域水道企業団に派遣された職員で支給対象業務に従事した職員	(1) 汚泥処理等作業 (2) 水面上で行う流木等除去作業または採水作業 (3) 高圧電流の受配電設備等の操作または保守業務 (4) 高所・深所における巡視その他の業務	日額 590円 （夜間の交替制勤務：日額 860円） ※水質検査施設内における (5) の業務 日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		(5) 危険物等取扱業務 (6) 酸素欠乏危険場所における保守点検業務	
用地交渉業務 手当	香川県広域水道企業団 に派遣された職員で支 給対象業務に従事した 職員	土地の取得に関し現地で交渉する業務	日額 650円 (深夜：日額 975円)
特殊現場水道 業務手当	香川県広域水道企業団 に派遣された職員で支 給対象業務に従事した 職員	(1) 重大災害発生施設等の巡回監視、応急作 業等 (2) 交通を遮断することなく行う水道工事等 の作業または監督 (3) トンネル坑内等における水道工事等の監 督、測量または検査業務	(1) 巡回監視 日額480円 (日没～日出間 720円) 応急作業等 日額730円 (日没～日出間1,095円) (2) 日額 300円 (3) 日額 560円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	3,121,828千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	541千円
支給実績（令和6年度決算）	2,938,598千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	502千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
給料の特別調整 額（管理職手当）	管理、監督の地位にある職員の職のうち、人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・適用給料表の別、属する職務の級および区分に応じ定める額（定額）	同	—	828,447 千円	762,843 円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師等である職員に採用の日から一定期間支給 ・職員の区分および採用日以後の期間の区分に応じ 310,800円 内	同	—	46,406 千円	987,362 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職7級以下 3,000円 行政職8級 支給なし 行政職9級 支給なし ・子 11,500円 ・父母等 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	1,244,986 千円	245,269 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円)/2＋11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	異	国： ・27,000円以下 家賃－16,000円 ・27,000超 (家賃の額－27,000円)/2＋11,000円 ※最高支給限度額 28,000円	785,967 千円	266,429 円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額	異	国：上限額 150,000円	1,302,834 千円	105,818 円
	【交通用具使用者】 ・交通用具の使用距離区分に応じ、2,700円（片道2k m以上）から最高30,700円まで	異	国： 2,000円～ 31,600円		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・30,000円＋加算額（配偶者住居との距離に応じ8,000円～70,000円）	同	—	53,527 千円	371,715 円
在宅勤務等手当	住居等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを3ヶ月以上の期間、1ヶ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給 ・月額 3,000円	同	—	21 千円	21,000 円
特地勤務手当 (特地勤務手当に準ずる手当)	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 ・公署の級別区分に応じ、給料、扶養手当の月額の合計額×支給割合（4/100、8/100）	同	—	3,421 千円	285,083 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給 ・給料月額×6/100			24,501 千円	185,614 円
休 日 給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、1時間あたりの給与額×135/100	同	—	392,905 千円	131,803 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,400円 ほか (※勤務時間による増減あり)	同	—	395,936 千円	249,330 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。) ・勤務1回につき、職務に応じ 12,000円 内	同	—	1,379 千円	23,776 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	—	110,682 千円	78,055 円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当・ 特定新型インフルエンザ等 対策派遣手当)	国等から派遣された災害対策基本法に規定する職員で、住所または居所を離れて県内に滞在することを要する者に支給 ・1日につき、滞在期間・施設の種類に応じ 6,620円 内			0 千円	0 円
義務教育等教員 特別手当	小学校、中学校または県立学校に勤務する教育職員に支給 ・職員の区分に応じ職務の級、号給に対応する額（2,000円～8,000円）			441,869 千円	56,454 円
へき地手当 (へき地手当に準 ずる手当)	条例で指定するへき地学校等に勤務する職員に支給 ・へき地学校の級別に応じ、 給料、扶養手当の月額合計額× 支給割合（2/100～16/100）			48,645 千円	230,545 円
産業教育手当	県立高等学校において農業、水産または工業に係る産業教育に従事する教育職員に対して支給 ・月額 給料月額×7/100			73,090 千円	288,893 円
定時制通信教育 手当	県立高等学校で定時制課程または通信制課程に従事する教育職員に支給 ・月額 給料月額×支給割合（2/100～7/100）			29,992 千円	288,385 円

V 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分				給料月額等		
給料	知	事		1,310,000 円		
	副	知	事	1,000,000 円		
	教	育	長	820,000 円		
報酬	議	長		960,000 円		
	副	議	長	860,000 円		
	議		員	810,000 円		
期末手当	知	事		(令和7年度支給割合)		
	副	知	事	3.50月分		
	議	長		(令和7年度支給割合)		
	副	議	長	3.50月分		
退職手当	知	事		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副	知	事	131万円×在職月数×0.483	30,371,040 円	任期毎
	教	育	長	100万円×在職月数×0.367	17,616,000 円	〃
				82万円×在職月数×0.241	9,485,760 円	〃
	備 考					

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

Ⅵ 公営企業職員の状況

病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	31,813,757 千円	▲2,870,818 千円	15,609,328 千円	49.1 %	48.8 %

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	1,260 人	5,451,618 千円	2,330,211 千円	2,211,566 千円	9,993,395 千円	7,931 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	49.2歳	643,753円	1,456,520円
看 護 師	35.6歳	331,076円	527,923円
事 務 職 員	43.0歳	354,918円	595,057円
団体（都道府県）平均			
医 師	42.2歳	581,154円	1,481,949円
看 護 師	41.0歳	320,672円	534,224円
事 務 職 員	45.7歳	335,022円	548,970円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

香 川 県		香 川 県（一般行政職等）	
1人当たり平均支給額（令和7年度）	1,864千円	1人当たり平均支給額（令和7年度）	1,852千円
（令和7年度支給割合）		（令和7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分	(1.425) 月分	(1.025) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%		・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

香 川 県			香 川 県（一般行政職等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5868月分	勤続20年	19.6695月分	24.5868月分
勤続25年	28.0395月分	33.2707月分	勤続25年	28.0395月分	33.2707月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
1,468千円（自己都合）			4,123千円（自己都合）		
17,321千円（勸奨・定年等）			22,658千円（勸奨・定年）		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「定年等」には、「60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者」を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）			300,765千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			240,227円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	知事部局の制度（支給率）
<医師・歯科医師>	16 %	153 人	16 %
県内（高松市）	3.2 %	899 人	3.2 %
県内（坂出市、三木町）	3.2 %	0 人	3.2 %
県内（上記以外）	3.2 %	232 人	3.2 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和7年度決算）	313,507千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	253,647円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	87.1 %（月額支給）、78.6 %（日額支給）
手当の種類（手当数）	15

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物等取扱手当	支給対象業務に従事した職員	(1)特に危険な病原体の研究・検査業務 (2)有害物を取り扱う業務 (3)エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務（医師、診療放射線技師等が行うものに限る）	(1)、(3)日額 320円 (2)日額 290円
航空機搭乗業務手当	支給対象業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う、診療、調査その他管理者が定める業務（飛行中の回転翼航空機から降下した場合）	1時間 1,900円 （日額 870円加算）
精神保健福祉業務手当	支給対象業務に従事した職員	精神保健指定医の診察の立会いまたは入院のための患者の移送の業務	日額 290円
感染症等治療業務手当	支給対象業務に従事した職員	感染症病棟、結核病棟等において、直接、患者に接する業務 (1)医師 (2)感染症病棟等において常時勤務する看護師または准看護師 (3)その他の職員	(1)日額 350円 (2)月額 給料月額の3/100 （限度額 11,000円） (3)日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神病治療業務手当	丸亀病院の職員	精神障害者に接して行う治療業務または精神病棟において、直接、精神障害者に接する業務 (1)医師 (2)看護師（管理職員）、判定・相談業務に従事する保健師 (3)看護師（(2)の職員を除く）または准看護師 (4)作業療法の補助職員 (5)判定・相談業務に従事する職員、作業療法士または管理員 (6)その他の職員	(1)月額 給料月額×6/100 （限度額 30,800円） (2)月額 〃 3/100 （限度額 12,400円） (3)月額 〃 6/100 （限度額 22,000円） (4)月額 〃 9/100 （限度額 32,400円） (5)月額 〃 6/100 （限度額 21,600円） (6)日額 530 円
夜間看護等手当	(1)医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、看護師等 (2)医療職給料表の適用職員で管理者が定めるもの	(1)正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜に行われる看護業務または救急医療業務 (2)正規の勤務時間以外の救急医療等に関する業務	(1)深夜の勤務時間 ア深夜全部 1回7,300円 イ深夜の一部 2時間未満 1回2,150円 4時間未満 1回3,100円 4時間以上 1回3,550円 (2)正規の勤務時間以外 ア管理職員 3時間未満 1回10,000円 6時間未満 1回15,000円 6時間以上 1回20,000円 イア以外の職員 1回1,620円
分べん手当	分べん業務に従事した医師又は看護師	(1)分べん業務に従事した産科医師 (2)分べん業務において分べんを直接介助した看護師	(1)1件 5,000円 (2)1件 2,500円
死体取扱手当	支給対象業務に従事した職員	(1)死体の解剖またはその補助作業 (2)死体の清しき納棺作業	(1)1体 900円 (2)1体 540円
診療応援手当	医師、歯科医師	他の公的医療機関等において行う診療等の応援業務	(1)診療 3時間未満 1回 6,000円 3時間以上 1回10,000円 (2)宿日直勤務 5時間未満 1回3,000円 5時間以上 1回6,000円
講義手当	医師、歯科医師	県立高等学校又は消防学校において行う講義	(1)県立高等学校 1時間 3,800円 (2)消防学校 1時間 6,990円
災害応急作業等手当	支給対象業務に従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある場所又は発生した場所（それぞれ県の区域外の場所に限る。）において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務	(a)（b 以外） 日額 730円 (b) 日没から日出までの間に おいて従事した場合 日額1,095円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物等取扱 手当の特例(特 定新型インフ ルエンザ等)	支給対象業務に 従事した職員	有害物等取扱手当(1)又は(3)に掲げる業務 が、特定新型インフルエンザ等から県民の生 命及び健康を保護するために行われた措置 に係る作業であって特定新型インフルエン ザ等患者等(特定新型インフルエンザ等の患 者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。) に接して行う検査(検体採取する作業を含 む。)又はこれに準ずるものとして管理者が 認める作業であるとき	(a)(b以外) 日額1,500円 (b) 緊急に行われた措置に係 る作業であって、心身に著しい 負担を与えると管理者が認め るものに従事した場合 日額4,000円
感染症等治療 業務手当の特 例(特定新型イン フルエンザ 等)	支給対象業務に 従事した職員	県立病院に勤務する職員が、特定新型インフ ルエンザ等から県民の生命及び健康を保護 するために行われた措置に係る作業であつ て特定新型インフルエンザ等患者等の診療、 看護若しくはこれらの者に接する作業若し くは特定新型インフルエンザ等の病原体が 付着し、若しくは付着の危険がある物件の処 理を行う作業又はこれに準ずるものとして 管理者が認める作業に従事したとき	(a)(b以外) 日額1,500円 (b)緊急に行われた措置に係る 作業であって、心身に著しい負 担を与えると管理者が認める ものに従事した場合 日額4,000円
診療応援手当 の特例	医師	県立病院相互間において行う診療等の応援 業務のうち管理者が別に定めるもの	(1)診療 3時間未満 1回 12,000円 3時間以上 1回 20,000円 (2)宿日直勤務 5時間未満 1回 6,000円 5時間以上 1回 12,000円
救急病院看護 業務手当	(1)看護師、准看護 師及び保健師 (2)理学療法士、 作業療法士、言語聴 覚士、視能訓練士、 歯科衛生士、診療放 射線技師、臨床検査 技師、臨床工学技士 、栄養士、精神保健 福祉士、社会福祉士 、心理士、管理員及 び薬剤師 (3)その他の職員 (医師事務作業補助 者、看護補助者、夜 間看護員、遺伝カウ ンセラー)	看護職員処遇改善評価料の施設基準を満た す県立病院に勤務する職員が、当該職員の所 掌する看護業務等その他の医療サービスを 患者に直接提供する業務	(1)月額 8,250円 (2)月額 4,125円 (3)月額 4,125円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	1,156,393千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	716千円
支給実績（令和6年度決算）	1,028,850千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	662千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同		35,306千円	980,733円
初任給調整手当	医師及び歯科医師である職員に支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ 322,500円 内			429,037千円	2,698,344円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同		108,996千円	240,079円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同		103,709千円	268,676円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同		117,892千円	104,886円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同		1,738千円	347,600円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		106,444千円	120,004円
在宅勤務等手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同		54,395千円	305,592円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当・特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)	一般行政職の制度と同じ	同		0千円	0円

Ⅶ 会計年度任用職員の状況

① 職員給与の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	602 人	1,461,607 千円	407,835 千円	559,462 千円	2,428,904 千円	4,035 千円

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。

3 この表は、第2号会計年度任用職員（公営企業に係る職員を含む）を、対象とする。

第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況

第1節 職員の勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則等により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分（再任用短時間勤務職員については15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めている。）としており、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分までが執務時間となっている。

第2節 職員の休暇

1 年次休暇

年次休暇は、一年ごとに20日（再任用短時間勤務職員等については勤務形態及び勤務日数に応じた日数。会計年度任用職員については勤務形態及び継続勤務年数等に応じた日数）が付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができる。

なお、年次休暇は、職員の請求する時期に与えられる。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることとしている。

令和7年平均取得日数

			(日)	
知 事 部 局 等	管理職		一般職員	
	9.3		12.4	
教 育 委 員 会	管理職		教諭等	
	県立学校教員		6.9	
	事務職員等		管理職	
	8.6		一般職員	
警 察 本 部	警察官		一般職員	
	13.2		13.2	

2 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇であり、連続90日（会計年度任用職員は最大で60日）まで認められる。ただし、結核性疾患にあつては連続1年、切迫流産、切迫早産その他の妊娠に起因する疾病にあつては連続180日、平成26年12月31日において県の実施する特定疾患治療研究事業の対象となっていた疾病にあつては連続180日（再任用職員は90日）、精神疾患（再び勤務するための支援制度として任命権者が定めるものの利用を決定された場合に限る。）にあつては連続180日（90日を超える期間については、当該支援制度の利用に係る期間に限る。）（再任用職員にあつては、90日）まで認められる。

3 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇である。（資料編の一覧参照）

4 介護休暇、介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に認められる休暇である。介護休暇の期間は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（再任用職員は3月。会計年度任用職員は93日。）を超えない範囲内で指定する期間（指定期間内）において必要と認められる期間としており、介護時間の期間は、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（介護休暇の指定期間と重複する期間を除く。）内としている。

令和 7 年度利用人員及び平均取得月数（介護休暇）

区 分		男性	女性
知事部局等	利 用 人 員	—	3 人
	平均取得月数	—	2.2 月
教育委員会	県立学校教員	利 用 人 員	3 人
		平均取得月数	1.1 月
	事 務 職 員 等	利 用 人 員	—
		平均取得月数	—
警察本部	利 用 人 員	—	1 人
	平均取得月数	—	0.1 月

令和 7 年度利用人員及び平均取得月数（介護時間）

区 分		男性	女性
知事部局等	利 用 人 員	—	—
	平均取得月数	—	—
教育委員会	県立学校教員	利 用 人 員	—
		平均取得月数	—
	事 務 職 員 等	利 用 人 員	—
		平均取得月数	—
警察本部	利 用 人 員	—	—
	平均取得月数	—	—

第3節 休業制度

1 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度である。

令和 7 年度利用人員及び平均取得月数

区 分	男 性	女 性
知 事 部 局 等		
	利 用 人 員	68 人
	平均取得月数	3.5 月
教 育 委 員 会	県立学校教員	
	利 用 人 員	19 人
	平均取得月数	4.9 月
	事 務 職 員 等	
	利 用 人 員	2 人
	平均取得月数	0.9 月
警 察 本 部		
	利 用 人 員	73 人
	平均取得月数	1.2 月

2 育児短時間勤務

職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、法律で掲げられた短時間の勤務形態で勤務することが認められる制度である。

令和7年度利用人員

区 分		男 性	女 性
知 事 部 局 等		—	26 人
教 育 委 員 会	県立学校教員	—	5 人
	事 務 職 員 等	—	—
警 察 本 部		—	—

3 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないことが認められる制度である。

令和7年度利用人員

区 分		男 性	女 性
知 事 部 局 等		4 人	28 人
教 育 委 員 会	県立学校教員	—	3 人
	事 務 職 員 等	—	2 人
警 察 本 部		—	1 人

4 自己啓発等休業

職員が、公務に関する能力の向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、2年から3年の間、休業ができる制度である。

令和7年度利用人員

区 分		男 性	女 性
知 事 部 局 等		1 人	—
教 育 委 員 会	県立学校教員	—	2 人
	事 務 職 員 等	—	—
警 察 本 部		—	—

5 大学院修学休業

公立学校の現職教員が、教職経験を通じて培った自らの課題意識をもとに、大学院で学び専修免許状を取得するために、1年から3年の間、休業ができる制度である。

令和7年度利用人員及び平均取得年数

	県立学校教員
利 用 人 員	—
平均取得年数	—

6 配偶者同行休業

職員が、外国での勤務等により外国で生活する配偶者と生活を共にするために、最長３年の間、休業ができる制度である。

令和７年度利用人員

区 分		男 性	女 性
知 事 部 局 等		—	—
教 育 委 員 会	県立学校教員	—	—
	事 務 職 員 等	—	—
警 察 本 部		—	—

第5章 職員の分限及び懲戒の状況

1 分限処分

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、休職、降任、免職等がある。

令和7年度分限処分の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（人）

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	322	-	322
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	1	-	1
合 計	-	-	323	-	323

※同一の者に複数回にわたって処分を行った場合、人数を重複して計上。

2 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職がある。

令和7年度に懲戒処分を受けた職員数は12人（戒告5人、減給1人、停職3人、免職3人）である。

令和7年度懲戒処分の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（知事部局等）

処分日	所属部局及び職階	処分内容	事案の概要
7.5.20	県立病院・係長級	停職	セクシュアル・ハラスメント
7.8.21	政策部・一般職員	戒告	交通違反（速度超過）
8.3.25	政策部・課長補佐級	戒告	交通事故（信号無視による人身事故）

（教育委員会）

処分日	所属部局及び職階	処分内容	事案の概要
7.8.27	市町立学校・教員	免職	児童生徒性暴力等
7.10.20	市町立学校・教員	減給	傷害
8.2.4	市町立学校・教員	戒告	交通事故（人事事故）
8.3.27	市町立学校・教員	免職	交通違反（酒酔い運転）・物損事故
8.3.27	市町立学校・教員	停職	交通違反（酒気帯び運転）・物損事故
8.3.27	市町立学校・教員	戒告	交通事故（信号無視による人身事故）
8.3.27	県立学校・教員	戒告	器物損壊等

（警察本部）

処分日	所属部局及び職階	処分内容	事案の概要
7.9.19	香川県警察・巡査	免職	不同意性交等
8.3.12	香川県警察・巡査長	停職	酒気帯び運転

第6章 職員の服務の状況

1 服務の根本基準等

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課している。

2 職務に専念する義務

地方公務員法第35条は、職務に専念する義務として、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定している。

本県において、条例及び人事委員会規則により、職務専念義務が免除される主なものは次の場合である。

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

3 営利企業への従事等の制限

職員は、職務の遂行に当たっては特定の利益に偏することなく、常に中立かつ公正でなければならない。このような見地から、職員が特定の会社の役員などを兼ねたり、報酬を伴う事務、事業等に従事することは、その利益を念頭に置いて職務の公正を害するおそれがあるため、原則として禁止されている。

ただし、人事委員会規則で定める基準にしたがい、職務の公正を害するおそれがなく、かつ職務専念義務、職員の品位の維持についても支障がない場合に、任命権者の許可を受けて、例外的に報酬を伴う事務・事業に従事することが認められている。

令和7年度許可件数

(件)

知事部局等	52
教育委員会	29
警察本部	7

4 教員の兼職・兼業

教育公務員については、教育に関する他の職を兼ねたり、教育に関する他の事務、事業に従事することを制限すると他に適格者が得がたいこと等の理由から、営利的企業等への従事制限の規定にかかわらず、本務の遂行に支障がないと認められる場合には、教育に関する兼職や兼業が認められている。

令和7年度兼職・兼業件数

(件)

事務局職員	9
県立学校教員	118

5 倫理条例

本県では、「職員が職務を遂行するに当たって、全体の奉仕者として常に自覚しなければならない職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を確保することを目的」として、平成13年3月に香川県職員倫理条例を制定し、同年4月から施行している。

職務の保持に関する状況（令和7年度の知事部局等、教育委員会、警察本部の合計件数）

- | | |
|---|-------|
| (1) 条例第4条第1項の倫理規則等の規定により講演等を行うための倫理監督者の承認を受けた件数 | 349 件 |
| (2) 条例第5条の規定により報告された1件につき5千円を超える贈与等又は報酬の支払いを受けた件数 | 137 件 |
| (3) 条例及び倫理規則等の規定に違反したことによる懲戒処分の数 | 0 件 |

倫理の保持に関して講じた主な施策

- (1) 管理職員に対し、職員の綱紀の保持と服務規律の確保等について周知
- (2) 職員研修において倫理の保持に関する研修を実施
- (3) 倫理条例の内容について、通知により周知

第7章 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正により、再就職者による働きかけの禁止など、退職管理の適正を確保するための規定が設けられたことから、本県でも「職員の退職管理に関する条例（以下、本章において「条例」という。）」を制定し、必要な事項を定めた。（一部改正法及び「条例」の施行日は平成28年4月1日。）

1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されている。なお、離職前5年より前に課長級（所属長）以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されている。

2 退職管理の適正を確保するために講ずる措置

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされている。本県における取組みは以下のとおりである。（法改正前から実施している取組みも含む。）

（1）退職予定者人材バンクの設置

知事部局等（病院局を含む。以下本章において同じ。）においては、職員（病院局の医師を除く。）の退職後の再就職に関する情報を一元的に管理し、企業、団体等への再就職斡旋の手続きを明確化するため、平成20年度に「香川県退職予定者人材バンク」を設置し、各年度末に再就職を希望する退職予定の職員を、求人申込のあった企業、団体等へ斡旋している。

また、教育委員会においては、平成28年度に「香川県教育委員会退職予定者人材バンク」を設置し、同年度末の退職予定者から再就職の斡旋を行っている。

なお、知事部局等及び教育委員会では、任命権者が要請する再就職の場合や、人材バンクに登録している者の人材バンクによる再就職の場合を除き、職員が他の職員の再就職の斡旋を行ってはならないこととしている。

（2）在職中の求職活動の規制

各任命権者において、職員本人が、在職中に当該職員の職務に利害関係を有する企業等に対する求職活動を行うことを規制している。

（3）再就職情報の届出

各任命権者において、役職定年前に管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出することとしている。

（4）再就職状況の公表

知事部局等においては、毎年7月、前年度退職者について、「香川県退職予定者人材バンク」による再就職の斡旋状況及び役職定年前に課長級以上であった職員の6月末現在の再就職状況を公表している。

また、教育委員会においても、毎年7月、前年度退職者について、「香川県教育委員会退職予定者人材バンク」による再就職の斡旋状況及び役職定年前に課長級以上又は県立学校長であった職員の6月末現在の再就職状況を公表している。

※（参考）令和８年度公表内容（令和７年度退職者分）

○「香川県退職予定者人材バンク」による再就職の斡旋状況（知事部局等）

31 団体から 46 名分の求人申込があり、18 名を紹介し、6 月末現在で 18 名の採用が決定した。

（19 団体 28 名に対しては適任者がおらず紹介者なし。）求人申込先及び採用決定者の内訳は次のとおりである。

求人申込先 (団体数)

外郭団体	民間	市町	その他
20	5	2	19

採用決定者

(職階別) (人)

部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級
3	0	12	3	0

(斡旋先別) (人)

外郭団体	民間	市町	その他
9	0	0	9

○「香川県教育委員会退職予定者人材バンク」による再就職の斡旋状況（教育委員会）

4 団体から 4 名分の求人申込があり、1 名を紹介し、6 月末現在で 1 名の採用が決定した。求

人申込先及び採用決定者の内訳は次のとおりである。

求人申込先 (団体数)

外郭団体	民間	市町	その他
0	3	1	0

採用決定者

(職階別) (人)

部長級	次長級	課長級	県立学校長	教頭・副校長
0	0	0	0	1

(斡旋先別) (人)

外郭団体	民間	市町	その他
0	1	0	0

○役職定年前に課長級以上の地位にあった職員の再就職の状況（知事部局等）（人）

部長級			次長級			課長級		
	うち バンク	うち 再任用		うち バンク	うち 再任用		うち バンク	うち 再任用
4	3	0	1	0	0	14	9	4

※「うちバンク」とは、香川県退職予定者人材バンクを通じて再就職が決定した者を、「うち再任用」とは香川県で再任用された者を表す。

○役職定年前に課長級以上又は県立学校長の地位にあった職員の再就職の状況（教育委員会）（人）

課長級以上			県立学校長		
	うち バンク	うち 再任用		うち バンク	うち 再任用
0	0	0	8	0	0

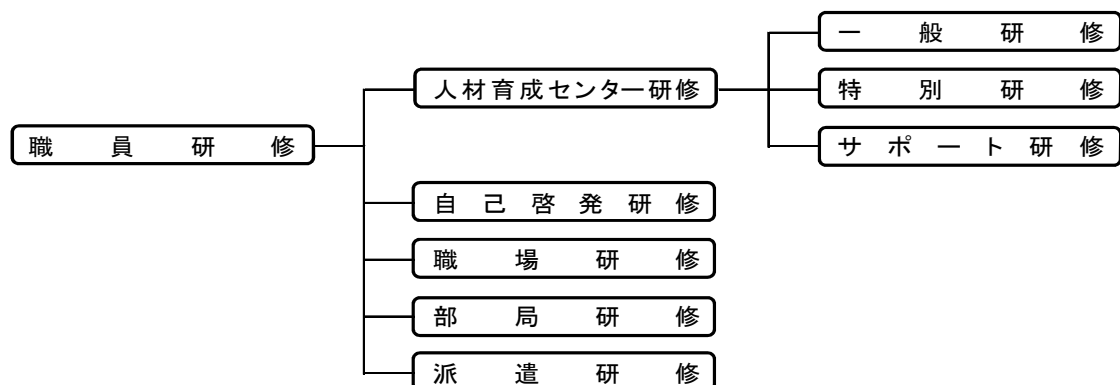
※「うちバンク」とは、香川県教育委員会退職予定者人材バンクを通じて再就職が決定した者を、「うち再任用」とは香川県教育委員会で再任用された者を表す。

第8章 職員の研修の状況

I 知事部局等

現在及び将来の職務の遂行に必要な知識、技能等を習得させるとともに、職員の資質を向上させ、その勤務能率の発揮及び増進を図るため、職員に対し研修を実施している。

1 研修体系



2 主な研修

(1) 一般研修

一般研修では、採用、昇任等の際に各階層の職責を果たすための知識、技術を習得するための研修を実施している。

令和7年度は、「職階に応じたマネジメント能力の向上」「職員一人ひとりの主体的なキャリア形成」などをテーマとした研修を実施した。

研 修 名		(人)
任用前	修了者	
グループリーダー候補者研修 (課長補佐)	43	
任用時	初任者(前期・中期Ⅰ・中期Ⅱ・後期)研修	118
	主任主事・主任技師研修	109
	主任研修	103
	副主幹研修	47
	新任グループリーダー研修	73
	新任課長級研修	40
	新任所属長研修	22
補充	採用2年目研修	99
	採用3年目研修	131
	主任(フォロワーⅠ)研修	87
	主任(フォロワーⅡ)研修	76
	キャリアデザインセミナー50	62
計		1,010

(2) 特別研修

特別研修では、人材育成方針において求められている能力を段階的に習得できるよう、希望者に対し、専門的又は実務的な知識・技能や一般的な教養を習得するための研修を実施している。

令和7年度は、「現役自治体職員から学ぶ統計データ利活用講座」「後輩・部下とのコミュニケーション講座」など、6講座を新たに実施した。

(人)

	習得しようとする能力等	研 修 名	修了者
能力開発研修	知 識 ・ 技 術	基礎から学ぶ地方自治法講座 法学入門講座 法令・条例の読み方講座 条例の作り方講座（改め文方式） 条例の作り方講座（新旧対照表方式） 分権時代の実践型政策法務講座 企業会計実務講座 パソコンスキルアップ講座（Excel）	207
	情 報 収 集 活 用 力 理 解 力 ・ 判 断 力 企 画 ・ 開 発 力 政 策 形 成 力	現役自治体職員から学ぶ統計データ利活用講座 整理力向上講座 デザイン思考講座 YouTuber から学ぶデジタル・マーケティング講座 現役自治体職員から学ぶ「ナッジ理論」講座 “ファミスタの父”に学ぶゲーミフィケーション講座 地域課題解決のための政策基礎講座 官民連携のまちづくり講座 自治体職員政策研究	174
	表 現 力 折 衝 ・ 調 整 力	正しく分かりやすい文書作成講座 ワンペーパー資料作成力向上講座 図解表現力向上講座 プレゼンテーションスキルアップ講座 説明力向上講座 ハードクレーム対応講座 ハーバード流から学ぶ交渉術講座 円滑な会議の進め方講座	206
	指 導 育 成 力	モチベーションマネジメント講座（指導者向け） メンバーシップ力向上講座 リーダーシップ開発講座 リーダーシップとマネジメント講座 後輩・部下とのコミュニケーション講座	85
職員力研修	改革姿勢とチャレンジ精神 県民本位等 公金・コスト意識 目的意識・目標管理性 協 調 性	自分事として考えるDX推進講座 自治体DXと行政サービス改革講座 業務改善講座 身近な環境を活かした持続可能な地域づくり講座 多文化共生と地域社会講座 瀬戸内国際芸術祭に学ぶ地域づくり講座 地域資源を活かした市民主役のまちづくり講座 タイムマネジメント講座 ナレッジマネジメント（知識・ノウハウ伝承）講座 ビジネスコミュニケーション力向上講座 レジリエンス（復元力）講座	193
計			865

(3) サポート研修

サポート研修では、民間体験研修や民間企業等との公民合同研修を実施したほか、定年延長職員研修や、トレーナーが新規採用職員に対し適切な指導や助言を行うための実践的な対処方法の研修等を実施している。なお、会計年度任用職員に対しては、各職場単位で研修を実施した。

(人)

研 修 名		修了者
サポート研修	民間体験研修 民間企業等との公民合同研修 若手職員交流研修 新規採用職員トレーナー研修 職場復帰者支援研修 派遣職員等OA研修 定年延長職員研修 再任用職員研修 任期付職員研修 会計年度任用職員研修 特別教養研修（人権・同和問題研修） 庁内DX人材育成事業（DX推進リーダー研修）	474

(4) 自己啓発研修

グローバルな視点から国際的な業務に対応できる人材の育成を図る目的から、職員の語学力向上へのチャレンジを促進するため、TOEIC試験（オンライン方式）を実施した。

(5) 職場研修

職場研修では、職場単位で、職員が職務を遂行するために必要な知識、技術等を向上させるための研修を実施している。

なお、人事課を通じて講師を派遣する出前講座については、令和7年度は3所属（受講者数96人）であった。

(6) 部局研修

部局研修では、会計、税務、用地、医療等の専門的な知識、技術を向上させるために、事務職、技術職等を対象に各部局が主催する研修を実施した。

主な部局研修

(人)

研 修 名		修了者
会 計	会計事務入門研修 会計事務レベルアップ研修 会計事務責任者研修 会計事務GL研修 会計事務研修（年度末・年度始め留意点） 会計事務コンプライアンス研修 会計事務特別研修（源泉徴収事務） 会計事務特別研修（少人数） 所の出納員のための研修会 国費事務担当者（初任者）説明会 国費事務説明会（ADAMS II 操作解説）	1,084

税務	税務初任者研修 新規配属者税目別研修 徴収担当者研修 折衝力向上研修 税外未収金徴収担当者研修 税務システム操作研修 ※税務システム操作研修は、オンライン研修のため修了者数不明	213
用地	用地業務担当職員研修会（第1回～第5回）	98
医療	看護職員合同研修	2,067

（7）派遣研修

派遣研修では、大学等に派遣する研修を実施した。

○自治大学校、政策研究大学院大学及び香川大学大学院地域マネジメント研究科派遣研修

新たな行政課題等に的確かつ柔軟に対応できる政策形成能力を備えた人材を育成するため、自治大学校、政策研究大学院大学及び香川大学大学院地域マネジメント研究科へ職員を派遣し、高度な研修・教育を受講させた。

（人）

派遣先	派遣実績
自治大学校	第一部課程 2
	第一部特別課程 2
	第三部課程 1
	修士課程連携特別研修 1
	税務専門課程 （税務・徴収コース） 1
政策研究大学院大学	公共政策プログラム 1
香川大学大学院 地域マネジメント研究科	専門職学位課程 2
計	10

Ⅱ 教育委員会

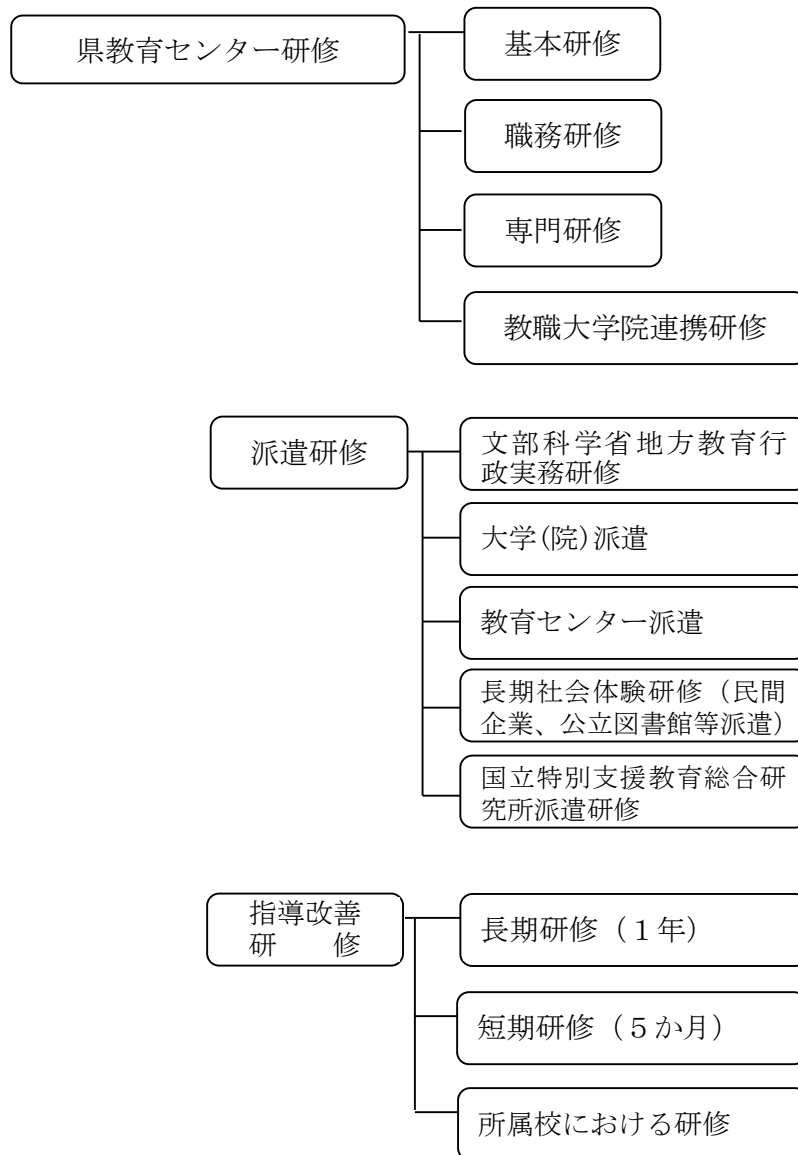
○教育委員会事務局職員の場合

教育委員会事務局職員については、知事部局等の職員と同じ研修を実施している。

○教員の場合

教員は、児童生徒との人格的ふれあいを通じ、個性・能力に応じて適切な指導を行うものであることから、教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、教科等に関する専門的知識、これらを基盤とした実践的指導力等を身につけるよう不断に資質の向上を図るため、教員の研修を計画し、実施している。

1 研修体系



2 主な研修

(1) 基本研修

基本研修では、研修体系に基づき、経験年数に応じた知識・技能を習得し、実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修を実施した。

(人)

職 名 等	研 修 名	受講者
教 諭	初任者研修、教職 1 年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ、教職 20 年経験者研修	703
養 護 教 諭	新規採用養護教諭研修、中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ、 中堅養護教諭資質向上研修Ⅱ、養護教諭 20 年経験者研修	20
栄 養 教 諭	新規採用栄養教諭研修、中堅栄養教諭資質向上研修Ⅰ、 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ、栄養教諭 20 年経験者研修	8
実習助手・寄宿舎指導員	新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修	6
事 務 職 員	新規採用学校事務職員研修 採用 2 年目学校事務職員研修	27
計		764

(2) 職務研修

職務研修では、職責、職能に応じた知識・技能を修得し、職務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施した。

(人)

区 分	主 な 研 修 名	受講者
管 理 職 等	新任校長研修会、新任副校長研修会、新任教頭研修会、教頭研修会、 新任主幹教諭研修会、新任指導教諭研修会 等	206
主任・担当者等	新任教務主任研修会、新任生徒指導主事研修会、新任教育相談担当研修会、 新任特別支援教育担当教員研修会、新任現職教育主任研修会、 授業における ICT 活用推進担当教員研修会、小・中学校主任研修会 等	871
計		1,077

(3) 専門研修

専門研修では、教科や今日的教育課題等に関する専門的資質・能力の向上を図ることを目的とした研修を実施した。

(人)

区 分	主 な 研 修 名	受講者
学 習 指 導	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、 小学校国語の授業づくり、道徳教育指導力向上 等	234
生 徒 指 導 教 育 相 談 特 別 支 援 教 育	ネットトラブルの現状と対応、教育相談の校内体制づくり、 発達障害のある子どもの保護者との教育相談、特別支援教育障害種別 等	112
情 報 教 育	Google Classroom 活用、特別支援教育におけるタブレット端末活用 等	130
学 校 経 営	子供の命を守る！「南海地震防災シミュレーション」	9
そ の 他 の 教 育 課 題	香川県学校保健、学校給食危機管理及び食育推進 香川の「ジオ教材」フィールドワーク プログラム 等	351
計		836

(4) 教職大学院連携研修

教職大学院連携研修では、香川大学教職大学院の科目及び授業の一部と連携し、専門性の向上を図ることを目的とした研修を実施した。

(人)

区 分	主 な 研 修 名	受講者
学 習 指 導 学 校 経 営	子ども理解と学習指導、道徳科の授業づくり、授業における特別支援教育、教育効果を高めるための ICT 活用法、学校の危機管理研究 等	81

(5) 派遣研修

派遣研修では、国、大学院及び民間企業等に派遣する研修を実施した。

(人)

区 分	研修内容	修了者
派 遣 研 修	文部科学省派遣	1
	大学（院）派遣	11
	教育センター派遣	5
	長期社会体験研修	0
	企業等派遣マネジメント研修	0
	国立特別支援教育総合研究所	2
計		19

(6) 指導改善研修

指導改善研修とは、知識、技術、指導方法、その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員に対し、指導力の回復・向上を図ることを目的とした研修である。

(人)

区 分	主な研修内容	受講者
長 期 研 修	オリエンテーション（自己の課題把握）、学習指導研修、生徒指導研修、コミュニケーション研修、服務研修、法規演習、実践研修、課題別研修、ソーシャルスキルトレーニング、カウンセリング 等	－
短 期 研 修		－
所 属 校 に おける研修	学級運営の方法、事務処理の方法、年間学習指導計画作成、服務規律の確認、生徒指導上の課題への対応方法、教材研究の方法、指導案の作成、研究授業、通知簿の作成方法 等	－
計		－

Ⅲ 警察

1 警察の教養

警察では、警察学校及び警察署等の職場において、適正に職務を執行するための知識、判断力、実務能力を培うための教養を行うとともに、現場において制圧・逮捕等の職務執行を的確に遂行するため逮捕術、拳銃、柔道、剣道等の訓練を実施している。

(1) 警察学校における教養

ア 採用時教養

新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教養

イ 昇任時教養

上位の階級又は職に昇任し、又は昇任が予定されている警察職員に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための教養

ウ 部門別任用時教養

新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識や技能を修得させるための教養

(2) 専科教養

職責や使命感の醸成を図るとともに、特定の分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるための教養

(3) 職場教養

警察署等の職場では、警察職員の職務執行力向上のため、個々の職員の能力や職務に応じた個人指導のほか、高い倫理観を養うための倫理教養や柔道・剣道、拳銃等の訓練を実施している。

2 主な教養結果

(1) 警察学校における教養（修了者 252 人）

ア 採用時教養（県警察学校）

初任科、初任補修科等採用時における学校教養（修了者 81 人）

イ 昇任時教養（県警察学校、管区警察学校、警察大学校）

巡査部長、警部補、警部等、各階級昇任時における学校教養（修了者 121 人）

ウ 部門別任用時教養（県警察学校）

生活安全、刑事、交通、警備任用時における学校教養（修了者 50 人）

(2) 専科教養（修了者 326 人）

各級警察学校における専科教養

○ 県警察学校（修了者 211 人）

○ 管区警察学校（修了者 58 人）

○ 警察大学校（修了者 57 人）

(3) 職場教養

ア 研修（修了者 189 人）

○ 新任幹部研修

新任所属長、新任警視等、警部昇任前等研修を実施（45 人受講）

○ 幹部等研修

職場実習指導員研修を実施（37 人受講）

○ 一般職員等研修（人事課 人材育成グループ）

職員研修（採用１・２・３年目）、特別研修等を受講（73人受講）

○ 通訳実務研修（34人）

イ その他

警察署等の職場において日常の業務を通じた個人指導、研修会等を実施

第9章 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の健康の確保及び服務能率を増進させるため、職員の厚生福利事業や公務災害補償事業を実施した。(根拠法令：地方公務員法第42条(厚生制度)、43条(共済制度)、45条(公務災害補償)等)

第1節 職員の安全及び健康対策

快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保する事業を実施した。

1 安全衛生管理体制の整備

職場における職員の安全及び健康を確保するために、職場ごとに「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」を中心とした労働安全衛生対策を行う衛生委員会等を設置している。

2 健康診断

職員の疾病予防と健康の保持増進のため、労働安全衛生法、学校保健安全法、国の通知等に基づき、各種の健康診断を実施している。

(1) 各種健康診断の実施状況(令和7年度)

(知事部局等)

(人)

区 分	受診者数	備 考
指定健康診断		
雇入時・定期健康診断	2,699	雇入時、定期循環器健診受診者数
特殊業務従事者健康診断	4,266	B型肝炎感染予防、情報機器作業従事者、有機溶剤取扱業務等健診延受診者数等
特別健康診断		
がん検診	3,825	各種がん検診延受診者数
人間ドック等	2,666	人間ドック、脳ドック、健康度測定受診者数

(教育委員会)

県立学校

(人)

健 康 診 断	受診者数	備 考
雇入時・定期健康診断	1,456	雇入時、定期循環器健診受診者数
特殊業務従事者健康診断	179	特定化学物質健診、有機溶剤等健診、特定業務従事者健診(深夜業務)、高気圧業務健診延受診者数
VDT作業従事者健康診断	735	VDT作業従事者健診受診者数
がん検診	5,280	各種がん検診延受診者数
人間ドック等	1,458	人間ドック、脳ドック受診者数

事 務 局

(人)

健 康 診 断	受診者数	備 考
雇入時・定期健康診断	152	雇入時、定期循環器健診受診者数
VDT作業従事者健康診断	254	VDT作業従事者健診受診者数
がん検診	503	各種がん検診延受診者数
人間ドック等	260	人間ドック、脳ドック受診者数

(警察本部)

(人)

区 分	受診者数	備 考
指定健康診断		
雇入時・定期健康診断	2,053	
特殊業務従事者健康診断	2,192	B型肝炎ウイルス抗体検査、鉛健診、高気圧業務健診、塵肺健診、VDT作業従事者健診、深夜業務従事者健診、自動車運転専務者健診、有機溶剤取扱業務等健診延受診者数
特別健康診断		
がん検診	3,448	各種がん検診延受診者数
人間ドック等	1,087	腹部超音波検査、脳ドック、肺ドック受診者数

※指定健康診断 法律に基づき、事業主の義務として実施しているもの

※特別健康診断 国からの通知に基づき実施しているもの

(2) 健康診断事後指導

各種健康診断の結果、産業医が必要と認める職員に対して、産業医、保健師、臨床心理士、栄養士等が、面接等により受診勧奨や生活習慣の改善等の指導を行っている。

令和7年度の指導実績

(人)

知 事 部 局 等	586
教 育 委 員 会	155
県 立 学 校	155
事 務 局	0
警 察 本 部	139

3 健康相談

職員からの健康相談については、職員の来訪、電話、巡回により、産業医、保健師、臨床心理士等が対応している。

令和7年度相談件数

(件)

知 事 部 局 等	2,550
教 育 委 員 会	1,220
警 察 本 部	433

4 ストレスチェック

職員自身のストレスへの気づきと対処の支援等を通じて、メンタル不調の未然防止を目的に実施している。

令和7年度ストレスチェック受検者数

(実人数)

知 事 部 局 等	4,930
教 育 委 員 会	2,926
警 察 本 部	2,248

5 セクハラ相談

セクハラ相談窓口を設置し、担当者が職員からの相談に応じている。

令和7年度相談件数

知事部局等 4件、教育委員会 0件、警察本部 3件

6 パワハラ相談

パワハラ相談窓口を設置し、担当者が職員からの相談に応じている。

令和7年度相談件数

知事部局等 26件、教育委員会 1件、警察本部 11件

7 内部の職員等からの通報

内部の職員等からの通報窓口を設置し、職員等からの通報に対応している。

令和7年度対応件数

(件)

	通報受付件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
知 事 部 局 等	1	1	1	0
教 育 委 員 会	1	0	0	0
警 察 本 部	3	3	3	1

第2節 共済制度

地方公務員等共済組合法及び各関係法令、規程、通達等に基づき、各種の事業を実施した。

1 組合員数及び被扶養者数（令和7年度末）

(人)

区 分	加 入 組 合	組合員数	被扶養者数
知 事 部 局 等	地方職員共済組合	4,590	3,363
教 育 委 員 会	公立学校共済組合	8,636	5,525
警 察 本 部	警察共済組合	2,124	2,743

(短期組合員(会計年度任用職員等)) (人)

区 分	加 入 組 合	組合員数	被扶養者数
知 事 部 局 等	地方職員共済組合	745	250
教 育 委 員 会	公立学校共済組合	2,424	513
警 察 本 部	警 察 共 済 組 合	194	93

2 短期給付事業

組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し、相互救済を図るための給付を行った。

令和7年度実績

区 分	組合員一人当たり(円)		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
保 健 給 付	303,711	292,062	355,262
直 営 保 健 給 付	444	399	0
休 業 給 付	55,746	60,627	30,728
災 害 給 付	14	230	0
附 加 給 付	3,488	2,650	4,534
一部負担金払戻金等	4,666	5,176	4,302
計	368,069	361,144	394,826

3 福祉事業

組合員及びその家族の福祉の増進に資するため、保健事業(健康教育、健康診査、人間ドック等の健康保持等事業など)、医療事業(庁内診療所の運営)、貸付事業(普通貸付、住宅貸付等)を行った。

令和7年度実績

区 分		利用者(件数)
知 事 部 局 等	特 定 健 診 等 事 業	3,703 人
	健 康 保 持 等 事 業	2,733 人
	診 療 所	1,175 人
	貸 付 累 計 件 数	132 件
教 育 委 員 会	特 定 健 診 等 事 業	6,449 人
	健 康 管 理 事 業	3,751 人
	貸 付 累 計 件 数	369 件
	そ の 他 の 事 業	325 人
警 察 本 部	特 定 健 診 等 事 業	1,675 人
	健 康 管 理 事 業	5,607 人
	貸 付 累 計 件 数	284 件

第3節 互助会制度

香川県職員互助団体に関する条例や一般財団法人香川県職員互助会、一般財団法人香川県教職員互助会、香川県警察職員互助会の諸規程に基づき、給付、厚生、健康管理などの事業を実施した。

1 会員数（令和7年度末）

（人）

区 分	互 助 会 名	会員数
知 事 部 局 等	香 川 県 職 員 互 助 会	5,362
教 育 委 員 会	香 川 県 教 職 員 互 助 会	8,906
警 察 本 部	香 川 県 警 察 職 員 互 助 会	2,357

2 財源（令和7年度）

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部
会員掛金（①）	185,059 千円	273,685 千円	72,118 千円
県補助金等（②）	0 千円	0 千円	0 千円
① : ②	1:0	1:0	1:0

なお、平成17年度から、県から各職員互助会への補助金は廃止するとともに、各種事業の抜本的な見直しを行った。

第4節 公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金香川県支部が公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施した。

令和7年度実績

区 分	認定件数（単位：件数）			補償額（単位：円）
	公務災害	通勤災害	計	
知 事 部 局 等	27	9	36	23,356,119
教 育 委 員 会	60	5	65	48,988,890
警 察 本 部	47	9	56	41,100,051

人事委員会業務の状況

令和7年度

香川県人事委員会

目 次

第 1 職員の競争試験及び選考の状況

- I 採用 1
- II 昇任 6

第 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

- I 給与改定等 8
- II 人事管理 10

第 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 12

第 4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況 13

第 5 職員の退職管理の状況 14

第 1 職員の競争試験及び選考の状況

I 採用

1 採用試験

(1) 実施状況

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされている。

採用試験は、次のとおり実施した。

級別	試験区分	申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	競争率(倍)
大学卒業程度 (早期)	一般行政事務B	182	169	28	6.0
	森林・自然環境	6	6	2	3.0
	農業土木	9	9	5	1.8
	建築	5	5	3	1.7
	建築(警察)	0	－	－	－
	土木	14	14	7	2.0
	薬学	5	5	2	2.5
	計	221	208	47	4.4
大学卒業程度	一般行政事務A	233	197	56	3.5
	病院事務	1	1	0	－
	学校事務	19	18	6	3.0
	警察行政事務	28	25	10	2.5
	社会福祉	9	7	3	2.3
	心理	7	7	3	2.3
	電気(営繕)	1	1	－	－
	電気(職業訓練)	0	－	－	－
	機械(営繕)	1	1	1	1.0
	機械(ものづくり支援)	0	－	－	－
	機械(計量行政)	1	1	1	1.0
	化学	7	6	1	6.0
	農芸化学	2	0	－	－
	森林・自然環境	5	1	0	－
	農業	19	19	6	3.2
	畜産	3	1	1	1.0
	農業土木	6	1	1	1.0
	水産	4	2	2	1.0
	建築	1	0	－	－
	建築(警察)	0	－	－	－
	土木	13	5	4	1.3
	デザイン	1	1	0	－
	薬学	6	2	2	1.0
	警察科学(化学)	2	0	－	－
	警察科学(法医)	3	3	1	3.0
	計	372	299	98	3.1
大学卒業程度 計		593	507	145	3.5
短大卒業程度	臨床検査	15	15	5	3.0
	機械(計量行政)	2	2	1	2.0
	土木	5	3	2	1.5
	農業	3	3	1	3.0
	保育士	2	2	2	1.0
	計	27	25	11	2.3

級別	試験区分	申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	競争率(倍)
高校卒業程度	一般行政事務	11	11	3	3.7
	学校事務	1	1	-	-
	警察行政事務	11	9	3	3.0
	農業土木	4	3	2	1.5
	土木	2	1	1	1.0
	計	29	25	9	2.8
警察官 (大学卒業程度)	男性	91	76	26	2.9
	女性	25	20	5	4.0
	サイバー	2	2	0	-
	語学(スペイン語)	1	1	-	-
	語学(ベトナム語)	0	-	-	-
	術科指導(男性・柔道)	3	3	2	1.5
	術科指導(男性・剣道)	0	-	-	-
	計	122	102	33	3.1
警察官 (高校卒業程度)	男性	116	78	20	3.9
	女性	33	25	9	2.8
	計	149	103	29	3.6
合 計		920	762	227	3.4

(2) 主な受験資格

試験の種類	主 な 受 験 資 格	
	年 齢 ・ 学 歴 等	資 格 ・ 免 許 等
大学卒業程度 (早期)	次の①又は②の資格を満たす者 ① 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する資格を有すると香川県人事委員会が認める者	「薬学」については、薬剤師免許取得者又は令和8年に実施される薬剤師国家試験に合格し、免許取得見込みの者
大学卒業程度		
短大卒業程度 (臨床検査)	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	臨床検査技師免許取得者又は令和8年に実施される臨床検査技師国家試験に合格し、免許取得見込みの者
短大卒業程度 (土木・機械(計量行政)・農業)	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する資格を有すると香川県人事委員会が認める者は受験できない。	—
短大卒業程度 (保育士)	平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	保育士登録者又は令和8年3月31日までに保育士登録見込みの者
高校卒業程度	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による高等専門学校、短期大学(2年制以上のもの)若しくは大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する資格を有すると香川県人事委員会が認める者は受験できない。	—

試験の種類		主 な 受 験 資 格	
		年 齢 ・ 学 歴 等	資 格 ・ 免 許 等
警 察 官	大学卒業程度	次の①又は②の資格を満たす者 ① 平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ② 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する資格を有すると香川県人事委員会が認める者	「術科指導(男性・柔道)」及び「術科指導(男性・剣道)」については、(公財)講道館又は(公財)全日本剣道連盟が認定した段位が3段以上で、かつ(公財)全日本柔道連盟、(公財)全日本剣道連盟若しくはこれらに加入する団体が主催して行う大会又はこれに準ずると香川県人事委員会が認める大会において優秀な成績をあげた者
	高校卒業程度	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ただし、次に掲げる者は受験できない。 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 ② 香川県人事委員会が①に該当する者と同等の資格があると認める者	—

(3) 試験方法

試験の種類		第 1 次 試 験			第 2 次 試 験
		種 目	形 式	試験時間	
大学卒業程度(早期) (一般行政事務B・技術系区分《早期募集枠》)		SCOA-A	択一式	1時間	適性検査※ ¹ 個別面接(2回)
大学卒業程度		教養試験 専門試験	択一式 〃	2時間30分 2時間	論文試験※ ¹ 適性検査 集団討論 個別面接
短大卒業程度		教養試験 専門試験(土木・保育士) 専門試験(臨床検査・機械(計量行政)) 専門試験(農業)	択一式 〃 記述式(一部択一式) 択一式(一部記述式)	2時間30分 2時間 2時間 2時間	適性検査※ ¹ 論文試験※ ¹ 集団討論※ ² 個別面接
高校卒業程度		教養試験 専門試験(農業土木・土木)	択一式 〃	2時間 2時間	適性検査※ ¹ 作文試験※ ¹ 個別面接
警察官 (大学卒業程度)	男性 女性	教養試験 論文試験 体力検査 第1次身体検査 集団面接	択一式 — — — —	2時間30分 1時間 — — —	適性検査 第2次身体検査 自己PR面接 個別面接
	サイバー	警察官(大学卒業程度)男性・女性の種目に加え 専門試験	択一式	2時間	
	語学 (スペイン語) (ベトナム語)	警察官(大学卒業程度)男性・女性の種目に加え 専門試験 語学会話試験	記述式 —	1時間 15分程度	
	術科指導 (男性・柔道) (男性・剣道)	警察官(大学卒業程度)男性の種目に加え 実技試験	—	2時間程度	

試験の種類	第 1 次 試 験			第 2 次 試 験
	種 目	形 式	試験時間	
警察官 (高校卒業程度)	教 養 試 験 作 文 試 験 体 力 検 査 第 1 次身体検査 集 団 面 接	択一式 — — — —	2 時間 1 時間 — — —	適 性 検 査 第 2 次身体検査 自 己 P R 面 接 個 別 面 接

※1 第 1 次試験日に合わせて実施

※2 短大卒業程度の集団討論は「臨床検査」のみ実施

(4) 実施日程

試験の 種 類		試 験 公 告 日	受付期間	第 1 次 試験日	第1次試験 合格者 発表日	第 2 次 試 験 日		最終合格 者発表日
			インターネット			適性検査	個別面接	
大学卒業程度 (早期)		3 月 3 日	3 月 3 日～ 3 月 31 日	4 月 7 日～ 4 月 20 日	4 月 25 日	第 1 次試験日	< 1 回目 > 5 月 19 日～23 日 < 2 回目 > 6 月 2 日～6 日	6 月 9 日
大学卒業程度・ 短大卒業程度 (臨床検査・土木・ 機械 (計量行政))		5 月 7 日	5 月 8 日～ 5 月 27 日	6 月 15 日	6 月 26 日	7 月 4, 7, 8 日 (同日に集団討論 を実施) *	7 月 28～31 日 8 月 1, 4, 5 日	8 月 4 日 8 月 8 日
短大卒業程度 (農業・保育士) 高校卒業程度		8 月 5 日	8 月 12 日～ 9 月 8 日	9 月 28 日	10 月 7 日	第 1 次試験日	10 月 20, 23 日	10 月 24 日
警 察 官	大学卒業 程度	3 月 3 日	3 月 3 日～ 4 月 7 日	5 月 11 日 < 集団面接 > 5 月 21, 22 日	5 月 29 日	6 月 5 日	6 月 24～27 日	7 月 2 日
	高校卒業 程度	8 月 5 日	9 月 9 日～ 10 月 3 日	10 月 19 日 < 集団面接 > 10 月 28～30 日	11 月 6 日	11 月 14 日	12 月 2, 3, 4, 9 日	12 月 15 日

※短大卒業程度(土木・機械 (計量行政))以外の試験区分にて、集団討論試験を同日に実施

2 採用選考

職員の採用のうち、法令により特別の資格又は免許を必要とする職等、その職の内容、性質及び応募状況等から判断して競争試験によることが適当でない職等への採用は、選考によることができる。採用選考は、次のとおり実施した。

(1) 任期の定めのない職員

① 行政職等

区 分	知事部局 人	病 院 局 人	教育委員会 人	警 察 本 部 人	合計 人
部 長 級	0	0	0	0	0
課 長 級	3	0	0	2	5
課長補佐級	0	0	0	0	0
係 長 級	19	0	5	0	24
主 任 主 事・ 主 任 技 師	5	0	0	0	5
主事・技師	19	76	2	2	99
合 計	46	76	7	4	133

② 公安職

区 分		警 察 本 部 人
警 視	部 長 級	0
	参事官級	3
	室 長 級	3
課長補佐級以下		1
合 計		7

(2) 育休任期付職員

区 分	知 事 部 局 人	病 院 局 人	教育委員会 人	警 察 本 部 人	その他 人	合計 人
主事・技師	32	0	13	6	0	51

3 一般任期付職員の採用に係る承認

区 分	知 事 部 局 人	病 院 局 人	教育委員会 人	警 察 本 部 人	合計 人
行 政 職	0	0	0	0	0
医療職（一）	0	1	0	0	1

4 国籍要件

採用試験又は採用選考の際に、「日本国籍を有することを必要とする」という国籍要件を設けていない職種は、次のとおりである。（ 内は、令和7年度に採用試験を実施した試験区分又は選考を行った職種）

社会福祉、心理、薬学（薬剤師）、管理栄養士、デザイン、臨床検査、保育士、保健師、学芸員、職業訓練指導員、造園指導、漆芸実習指導員、造園技術、畜産管理、文化財専門職員、司書、栄養士、医師（臨床）・歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士

II 昇任

1 昇任試験

昇任試験は、警察官の階級のうち、警部、警部補及び巡査部長の階級への昇任について、警察本部長に委任して次のとおり実施した。

(1) 実施状況

試験の種類	区分	予備試験		第1次試験			第2次試験		最終合格率 C/A %
		受験者 人	合格者 人	受験者 A 人	合格者 B 人	合格率 B/A %	受験者 人	合格者 C 人	
警部	一般試験	196	78	78	17	21.8	17	11	14.1
	専門試験	41	20	20	5	25.0	5	4	20.0
警部補	一般試験	290	64	94	29	30.9	29	23	24.5
	専門試験	81	20	24	6	25.0	6	4	16.7
巡査部長	一般試験	438	78	101	41	40.6	41	32	31.7
	専門試験	55	15	20	8	40.0	8	5	25.0
合 計		1,101	275	337	106	31.5	106	79	23.4

（注）第1次試験受験者には予備試験免除者（警部補28人、巡査部長35人）を含む。

(2) 受験資格

試験の種類	区分	受 験 資 格	
警部	一般試験	警部補に4年以上在級し、かつ、係長又は主任専門官に任用されている者	
	専門試験	警部補に8年以上在級し、かつ、係長又は主任専門官に任用されている者	
警部補	一般試験	大 卒	巡査部長に2年以上在級している者
		短 大 卒	巡査部長に3年以上在級している者
		高卒その他	巡査部長に4年以上在級している者
	専門試験	巡査部長に8年以上在級している者	
巡査部長	一般試験	大 卒	巡査に2年以上在級している者
		短 大 卒	巡査に3年以上在級している者
		高卒その他	巡査に4年以上在級している者
	専門試験	大 卒	巡査に8年以上在級している者
		短 大 卒	巡査に10年以上在級している者
		高卒その他	巡査に12年以上在級している者

2 昇任選考

職員の昇任選考について、次のとおり実施した。

(1) 行政職等

区 分	知 事 部 局 人	病 院 局 人	教育委員会 人	警 察 本 部 人	そ の 他 人	合 計 人
課 長 級	41	6	4	3	0	54
課長補佐級	51	15	21	7	0	94
係 長 級	65	43	10	6	0	124
主 任 主 事・ 主 任 技 師	92	39	9	11	1	152
合 計	249	103	44	27	1	424

(注)その他：人事委員会事務局

(2) 公安職

区 分		警 察 本 部 人
警 視	部 長 級	4
	参事官級	2
合 計		6

第2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、令和7年10月10日、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、県議会議長と知事に対し、本県職員の給与等について報告と勧告を行った。

その概要は、次のとおりである（内容の時点は、勧告当時のものである。）。

令和7年の勧告の概要

- ① 公民給与の比較方法の見直し（企業規模50人以上 → 100人以上）
- ② 民間給与との較差11,113円（3.00%）を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ
- ③ ボーナスの支給月数の引上げ（0.05月分：4.60月 → 4.65月）
- ④ 自動車等使用者への通勤手当の見直し（新たな距離区分の創設、駐車場利用に対する手当の新設）
- ⑤ 教育職員の教職調整額の引上げ（現行：4% → 令和13年1月：10%）

I 給与改定等

i 令和7年の民間給与との較差等に基づく給与改定等

1 公民給与の比較方法の見直し

比較対象企業規模を従来（平成18年～）の「50人以上」から「100人以上」に引き上げる。

2 民間給与との比較

(1) 月例給（平均給与月額）の比較

民間給与との較差 11,113円 3.00%（令和6年 9,103円 2.51%）

民間従業員（事務・技術）	県職員（行政職）	較 差
381,431円	370,318円	11,113円（3.00%）

（注）1 平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。

2 民間従業員の平均給与月額は、令和7年職種別民間給与実態調査に基づき役職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したものである。

3 民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は42.2歳で、平均経験年数は19.4年である。

(2) 期末・勤勉手当の比較

民間従業員の年間支給割合4.65月分（県職員の年間支給月数4.60月分）

3 国及び他の都道府県職員の給与との比較

令和6年4月における国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県職員のラスパイレス指数は99.7（全都道府県職員の平均指数は99.7）である。

4 給与改定等の内容

(1) 月例給

- ・行政職給料表については、人事院勧告における俸給表に準じて引上げ改定を行う。
- ・行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。

◆給与改定額及び改定率（行政職）

現行給与月額	改定後の給与月額	改定額（率）	改定額の内訳
370,318円	381,426円	11,108円 (3.00%)	給料月額 10,749円 はね返し分(注) 359円

（注）給料等の改定に伴い手当額が増減する分

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師については、人事院勧告に準じて引上げ改定を行う。

(3) 地域手当

県内地域の支給割合は据え置く。

(4) 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について

- ・ 月額36,300円を超えない範囲内で55km以上から60km以上までの新たな区分を創設する。
- ・ 人事院勧告に準じ、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を新設する。

(5) 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当

- ・ 特勤勤務手当について、人事院報告に準じ、地域手当が支給される場合に支給額を減ずる調整措置を廃止する。
- ・ 特勤勤務手当に準ずる手当について、人事院勧告に準じ、特勤公署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても支給する。

(6) 宿日直手当

人事院勧告に準じ、勤務1回に係る支給限度額の引上げ改定を行う。

(7) 期末・勤勉手当

- ・ 年間支給月数を引上げ 4.60月分 → 4.65月分（期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ引上げ）
- ・ 令和8年度以降は6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める。

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.250 月（支給済み）	1.275 月（現行1.250月）
勤勉手当	1.050 月（支給済み）	1.075 月（現行1.050月）
8年度以降 期末手当	1.2625月	1.2625月
勤勉手当	1.0625月	1.0625月

※月例給及び期末・勤勉手当の改定による平均年間給与影響額等（行政職）

〔勧告前〕6,196 千円 〔勧告後〕6,404 千円 〔影響額(率)〕208 千円 (3.35%)

ii 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴う措置

- ・ 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者を除く。）に支給される教職調整額について、その者の給料月額100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に段階的に引き上げる。
- ・ 教職調整額の引上げにあわせて、校長、副校長及び教頭の処遇改善を図る。

iii 実施時期

i の4の(1)、(2)、(5)及び(6)は令和7年4月1日、i の4の(7)は令和7年12月1日、ii は令和8年1月1日、i の4の(4)は令和8年4月1日から実施する。

Ⅱ 人事管理

1 人材の確保・育成

職員の人材確保と育成は、今後の県勢の発展を支える、最も重要な事項であるとの認識のもと、強い危機意識を持って取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

- ・ 人材の確保に向け、採用試験に関する様々な課題を整理しながら、採用試験の多様化・早期化をはじめ試験の方法や内容の見直しに取り組んでいく必要がある。
- ・ 県職員の魅力や県行政に携わることの意義、多様な働き方への取組みに関する情報発信を戦略的に行っていく必要がある。

(2) 人材の育成

- ・ 豊富な経験や知識を有する職員から若手職員への技術継承の一層推進や、職員研修の受講機会の拡充や資格取得の支援により、職員の専門能力の向上を図ることが求められる。
- ・ 性別を問わず管理職員の候補となる人材の層を厚くしていくことが重要である。

(3) 人事評価

- ・ 評価する側のスキルを高めるとともに、個々の職員が目標を設定し、その達成度を評価する仕組みや、人材育成の取組みを適切に評価する手法、効果的なフィードバックの方法などを検討して、職員の成長につながる評価を行う必要がある。

2 勤務環境の整備

職員個々のライフステージに対応できるよう、多様な選択肢を持つ、柔軟な働き方を実現できる制度を整えるとともに、長時間労働の解消に向け、総実勤務時間を短縮していくことが重要である。

(1) 働きやすい環境づくり

- ・ フレックスタイム制は、職員の事情や希望に応じて勤務時間を選択できるものであり、公務の運営に支障がない範囲において、より積極的に推進していくことが求められる。
- ・ 育児休業については、代替職員の確保に引き続き努め、性別を問わず、希望する職員が取得できる環境を整える必要がある。
- ・ カスタマー・ハラスメントについては、職員向けの対応マニュアルをできる限り早期に整備するとともに、県民向けの発信を行うなど、職員が安心して働くことができる環境を整える必要がある。

(2) 総実勤務時間の短縮

- ・ 超過勤務の要因分析等、業務改善や事務・事業の見直し、必要な人員の確保や適正な人員配置など、引き続き、総実勤務時間の短縮に向けた強い取組み姿勢が必要である。

(3) 教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた取組み

- ・ 給特法等の改正や現在の教員の時間外在校等時間の状況など学校現場の実情等も踏まえ、教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向け、より一層取り組んでいく必要がある。

(4) 高齢層職員が活躍できる職場づくり

- ・ 再任用職員を含む高齢層職員が、今後もモチベーションを維持しつつ、これまで培った豊富な経験や知識・技術を発揮して引き続き活躍できるよう、担当する業務の内容や人事配置のほか、給与・任用形態等を含めた高齢期雇用の在り方について、今後も検討を行っていく必要がある。

(5) 健康管理対策の推進

- ・ ストレスチェックの適切な実施と活用、長時間労働者への医師の面接指導等の確実な実施、各種ハラスメントへの対策推進など、職員の心身両面にわたる健康管理が重要である。

3 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として県民の期待と信頼に応えられるよう、強い使命感と高い倫理観を持って行動する必要がある。

第3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、この要求があったときは、審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないとされている。

令和7年度における措置要求とその処理状況は次のとおりである。

要求の内容	6年度末 継続件数	7年度内 新規件数	7年度内 終了件数	7年度末 継続件数
給 与	0	1	0	1
旅 費	0	0	0	0
勤 務 時 間	1	0	1	0
休 暇	0	0	0	0
厚 生 福 利	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	1	1	1	1

第4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

人事委員会は、この審査請求を受理したときは、事案を審査し、審査の結果に基づいて、その処分の承認、修正、又は取消しを行い、必要がある場合には、任命権者に対して、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

令和7年度における審査請求とその処理状況は次のとおりである。

請求の内容		6年度末 継続件数	7年度内 新規件数	7年度内 終了件数	7年度末 継続件数
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	免 職	1	0	0	1
懲 戒 処 分	戒 告	0	1	0	1
	減 給	0	0	0	0
	停 職	1	0	1	0
	免 職	1	0	0	1
そ の 他		0	0	0	0
計		3	1	1	3

第5 職員の退職管理の状況

職員は、離職後営利企業等へ再就職したときは、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織の契約等事務であつて、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

人事委員会は、職員からの届出、任命権者からの報告その他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対して調査を要求し、調査の経過について報告を求め、又は意見を述べることができるとされている。

令和7年度における職員の退職管理の処理事案はなかった。